



県 章

三重県公報

平成19年4月27日(金)

第 1875 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	(給 与 福 利 室) 2
告 示	
あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出.....	(市 町 行 財 政 室) 2
字の区域を変更する旨の届出.....	(同) 2
有害な興行の指定.....	(青少年・私学室) 3
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出.....	(長 寿 社 会 室) 3
大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要.....	(観 光 ・ 交 流 室) 3
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要.....	(同) 3
同件.....	(同) 4
道路の区域変更及びその関係図面の縦覧.....	(維 持 管 理 室) 4
道路の供用開始及びその関係図面の縦覧.....	(同) 6
都市計画事業の認可.....	(都 市 政 策 室) 6
証紙の販売所の新設の承認.....	(出 納 局) 6
証紙の販売所の名称を変更する旨の届出.....	(同) 7
証紙の販売所を廃止する旨の届出.....	(同) 7
選 管 告 示	
公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示.....	(選挙管理委員会) 7
議 会 訓 令	
三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程.....	(県 議 会) 13
監 査 委 員 公 表	
監査結果に対する措置の公表.....	(監 査 委 員) 35
公 告	
土地改良区役員の就任の届出.....	(農 地 調 整 室) 60
同件.....	(同) 60
土地改良区役員の退任及び就任の届出.....	(同) 60
土地改良区の定款変更の認可.....	(同) 61
同件.....	(同) 61
同件.....	(同) 61
同件.....	(同) 61
換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧.....	(同) 61
都市計画事業の事業計画の変更の認可.....	(下 水 道 室) 62
都市計画の図書の写しの縦覧.....	(都 市 政 策 室) 62
同件.....	(同) 62
同件.....	(同) 62
同件.....	(同) 63
同件.....	(同) 63
同件.....	(同) 63
同件.....	(同) 63
特 定 調 達 公 告	
一般競争入札を行う旨.....	(出 納 局) 63
同件.....	(同) 66
同件.....	(同) 68

お知らせ
企画提案書の募集..... (勤労・雇用支援室) 71

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布し
ます。

平成十九年四月二十七日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第四十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三重県規則第九号)の
一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。
第十九号様式中

休 養					を
アフターケア					
アフターケア					に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第365号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、鳥羽市の区域内において、次のとおりあら
たに土地を生じたことを平成19年3月23日確認した旨、鳥羽市長から届出がありました。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 鳥羽市答志町字蜻蛉1533の1、1534、1535の1、字千賀石1537の地先公有水面埋立地4,091.29平方メートル
- 鳥羽市小浜町字城山610の1、610の4、字里104の3、104の10、104の14、104の15、104の20、104の21、641
の1、641の5、641の8、642の1、642の3、643、644の1、644の3、645の1、646、字網ノ浜647の25の地
先公有水面埋立地15,307.07平方メートル
- 鳥羽市小浜町字網ノ浜647の27の地先公有水面埋立地1,157.01平方メートル

三重県告示第366号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、鳥羽市の区域内において、次のとおり字の
区域を変更する旨、鳥羽市長から届出がありました。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 鳥羽市答志町字蜻蛉に編入する区域
鳥羽市答志町字蜻蛉1533の1、1534、1535の1、字千賀石1537の地先公有水面埋立地4,091.29平方メートル
- 鳥羽市小浜町字里に編入する区域
鳥羽市小浜町字城山610の1、610の4、字里104の3、104の10、104の14、104の15、104の20、104の21、641
の1、641の5、641の8、642の1、642の3、643、644の1、644の3、645の1、646、字網ノ浜647の25の地
先公有水面埋立地15,307.07平方メートル
- 鳥羽市小浜町字網ノ浜647の27の地先公有水面埋立地1,157.01平方メートル

三重県告示第367号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂 昭彦

番号	区分	興行名	配給会社名等	指定期日 年月日	指定理由
37	映画	性欲診察 白衣のまま	新東宝映画	平成19年 4月27日	著しく性的感情を刺激するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
38	映画	密通恋女房 夫の眼の前で...義父に	新日本映像		
39	映画	ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車	新日本映像		
40	映画	寂しい時は抱きしめて	A M G エンタテインメント		
41	映画	新日本ニュース 密通恋女房 夫の眼の前で...義父と	新日本映像		
42	映画	新日本ニュース ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車	新日本映像		
43	映画	後妻と息子 淫ら尻なくさめて	オーピー映画		

三重県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂 昭彦

介護保険事業者番号	事業者名	事業者の所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の代表者氏名	指定辞退年月日
2410705384	医療法人 藤井整形外科・胃腸科	松阪市大河内町777番地	医療法人 藤井整形外科・胃腸科	藤井 一郎	平成19年1月1日

三重県告示第369号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定によりいなべ市から聴取した意見について、同条第3項の規定により公告します。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂 昭彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ北勢店
いなべ市北勢町阿下喜3325番地1外5筆
- いなべ市から聴取した意見
なし
- 意見の縦覧場所
三重県農水商工部観光局観光・交流室
四日市農林商工環境事務所
- 意見の縦覧の期間及び時間
平成19年4月27日から同年5月28日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第370号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により川越町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨

の通知をしたので公告します。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂昭彦

大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーサンシ川越店
三重郡川越町大字北福崎146 - 1 外 8 筆

三重県告示第371号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により川越町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂昭彦

大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム川越店
三重郡川越町大字北福崎177 - 1 外16筆

三重県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂昭彦

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯の山温泉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字三之瀬8492番4地内	旧	7.00	100.00
	新	75.00	100.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館町通線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市鹿海町字大野間246番1地先から	旧	14.80～15.00	171.00
伊勢市鹿海町字門田602番地先まで	新	12.50～12.70	171.00

第3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市下神戸字後川原1234番5から	旧	11.00～35.00	240.00
伊賀市下神戸字後川原1259番1まで	新	11.00～19.60	240.00

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵持霧生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市霧生字平尾389番 6 から	旧	3.00 ~ 6.00	98.00
伊賀市霧生字平尾389番 1 まで	新	4.00 ~ 11.50	98.00

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵持霧生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市高尾字廣澤1888番 1 から	旧	3.80 ~ 6.00	350.00
伊賀市高尾字廣澤1908番まで	新	8.50 ~ 47.00	350.00

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字袖原4439番地先内	旧	5.80 ~ 6.00	12.10
	新	5.80 ~ 14.20	12.10

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字袖原4219番 1 地内	旧	5.30 ~ 7.60	35.10
	新	7.30 ~ 12.50	35.10

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字椎原1831番 1 地内	旧	4.50 ~ 5.70	64.00
	新	4.50 ~ 7.40	64.00

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字上平谷1893番10地内	旧	3.60	1.40
	新	7.20	1.40

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字山椒谷2244番2から	旧	4.00～12.10	30.00
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字山椒谷2248番1まで	新	4.00～16.40	30.00

三重県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 亀山鈴鹿線	鈴鹿市道伯町字赤坂2166番3から 鈴鹿市道伯町字芒原2103番まで	平成19年4月27日
県道 館町通線	伊勢市鹿海町字大野間246番1地先から 伊勢市鹿海町字門田602番地先まで	平成19年4月27日
県道 山添桔梗が丘線	名張市八幡字角田1720番4地内	平成19年4月27日
県道 蔵持霧生線	伊賀市高尾字廣澤1888番1から 伊賀市高尾字廣澤1908番まで	平成19年4月27日

三重県告示第374号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 施行者の名称
鈴鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鈴鹿都市計画道路事業
3・4・17号白子駅旭が丘線及び3・4・21号白子柳線
- 3 事業施行期間
平成19年4月27日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
三重県鈴鹿市白子駅前地内
 - (2) 使用の部分
なし

三重県告示第375号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人の証紙の販売所の新設を次のとおり承認しました。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	新設する証紙の販売所		新設年月日
	名称	所在地	
松阪農業協同組合	松阪農業協同組合 くるべ支店	松阪市東黒部町天神1	平成19年5月1日
松阪農業協同組合	松阪農業協同組合 粥見支店	松阪市飯南町粥見4474-1	平成19年5月28日
伊賀南部農業協同組合	伊賀南部農業協同組合 青山支店	伊賀市阿保136	平成19年5月1日

三重県告示第376号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、証紙の販売所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
松阪農業協同組合	松阪農業協同組合 櫛田支店	松阪農業協同組合 くしだ支店	平成19年5月1日
	松阪農業協同組合 射和支店	松阪農業協同組合 いざわ支店	平成19年5月28日
	松阪農業協同組合 川俣支店	松阪農業協同組合 いいたか支店	平成19年5月28日

三重県告示第377号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した次の証紙の販売人から、次の証紙の販売所を廃止する旨の届出がありました。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	廃止する証紙の販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
松阪農業協同組合	松阪農業協同組合 西黒部支店	松阪市西黒部町713-21	平成19年4月30日
松阪農業協同組合	松阪農業協同組合 粥見支店	松阪市飯南町粥見3827	平成19年5月27日
伊賀南部農業協同組合	伊賀南部農業協同組合 名張西支店	名張市夏見278-1	平成19年4月27日
伊賀南部農業協同組合	伊賀南部農業協同組合 桐ヶ丘店	伊賀市桐ヶ丘3-335-1	平成19年4月30日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成19年4月27日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第49条中「及び第2号」を「、第2号及び第3号」に改める。

第50条中「及び第2号」を「、第2号及び第3号」に改める。

第12章の章名中「使用及びポスターの作成」を「使用等」に改める。

第87条第1項中「又は第5条」を「、第5条又は第6条」に改める。

第88条中「又はポスター」を「、ポスター」に改め、「(以下「ポスター作成業者」という。)」の次に「又はビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)」を加える。

第89条第1項中「又はポスター作成証明書」を「、ポスター作成証明書又はビラ作成証明書」に、「又はポスター作成業者」を「、ポスター作成業者又はビラ作成業者」に改め、同条第2項中「又はポスター作成証明書」を「、ポスター作成証明書又はビラ作成証明書」に改める。

第90条中「又はポスター作成証明書」を「、ポスター作成証明書又はビラ作成証明書」に、「又はポスター作成業者」を「、ポスター作成業者又はビラ作成業者」に改める。

第35号様式中「(第2号)」を「(第2号)(第3号)」に改める。

第54号様式その2の次に次の1様式を加える。

第54号様式その3(ビラ作成契約届出書の様式)(第86条関係)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行三重県知事選挙

候補者(氏名) ㊟

三重県選挙管理委員会委員長 あて

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。

第55号様式その2の次に次の1様式を加える。

第55号様式その3 (ビラ作成枚数確認申請書の様式) (第87条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第6条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行三重県知事選挙

候補者 (氏 名) ㊦

三重県選挙管理委員会委員長 あて

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに候補者から三重県選挙管理委員会に提出すること。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものであること。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。

第56号様式その2の次に次の1様式を加える。

第56号様式その3 (ビラ作成枚数確認書の様式) (第87条関係)

確認ビ第 号

ビ ラ 作 成 枚 数 確 認 書

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第6条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 (印)

記

- 1 年 月 日執行三重県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 枚 数 _____ 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付すること。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三重県に支払を請求することはできない。

第58号様式の次に次の1様式を加える。

第58号様式の2 (ビラ作成証明書の様式) (第89条関係)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行三重県知事選挙

候補者 (氏 名)

(印)

記

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者に提出すること。
- ビラ作成業者が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三重県に支払を請求することはできない。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりである。

(1) 枚 数 160,000 枚

(2) 限度額

- イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合
7 円 30 銭 (単価) × 確認された作成枚数 = 限度額
- ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{365,000 \text{ 円} + 4 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}} = \text{単価} \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 銭未満の端数} \\ \text{は切り上げる。} \end{array} \right]$$

$$\underline{\text{単価}} \times \underline{\text{確認された作成枚数}} = \underline{\text{限度額}} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切り上げる。})$$

第59号様式その2の次に次の1様式を加える。

第59号様式その3 (請求書の様式) (第90条関係)

請 求 書

(ビラの作成)

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第6条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

三 重 県 知 事 あて

請 求 者	
住 所	
氏 名 (名 称)	⑩
代 表 者 氏 名 (法 人 に 限 る)	⑩
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	

記

1 請 求 金 額	円
2 内 訳	裏面請求内訳書のとおり
3 選 挙 の 種 類	年 月 日 執 行 三 重 県 知 事 選 挙
4 候 補 者 の 氏 名	

5 振 込 先	
銀 行 名	銀 行 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三重県に支払を請求することはできない。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付すること。
- 4 請求者の欄には、請求者が法人の場合には会社印及び代表者印を、個人の場合には私印を押印すること。
- 5 請求者と口座名義が異なる場合は委任状を添付すること。
- 6 金額は消費税を含む。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(ビラの作成)

区 分	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	備 考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

1 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載すること。

(1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7 円 30 銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

365,000 円 + 4 円 88 銭 × (作成枚数 - 50,000 枚)

1 銭未満の端数は切り上げる。

作 成 枚 数

2 「基準限度額」の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。

3 「請求金額」の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載すること。

4 「請求金額」の「枚数」欄には、作成金額の枚数基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

5 金額は消費税を含む。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の公職選挙事務執行規程の規定は平成19年3月22日から適用する。

議 会 訓 令

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程をここに公布します。

平成19年4月27日

三重県議会議長 藤 田 正 美

三重県議会訓令第2号

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県政務調査費の交付に関する条例(平成13年三重県条例第49号。以下「条例」という。)に基づく政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第5条第1項の会派結成届は第1号様式によるものとし、会派異動届は第2号様式によるものとする。

2 条例第5条第2項の会派解散届は、第3号様式によるものとする。

(会派等の通知)

第3条 条例第6条に規定する議長から知事への通知は、第4号様式により行うものとする。

(政務調査費の請求)

第4条 条例第8条第1項に規定する請求は、会派の代表者にあつては第5号様式により、議員にあつては第6号様式により行うものとする。

(政務調査費の使途基準)

第5条 条例第9条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。

(旅費の計算方法)

第6条 政務調査費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年三重県条例第44号)第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「調査研究」と、同条例第7条第2項から第5項まで及び第7項中「公務雑費」とあるのは「調査雑費」と、同条例第7条第5項及び第7項並びに第8条中「公務上」とあるのは「調査研究上」とする。

(あん分による支出)

第7条 一の支出を政務調査費及び政務調査費以外の経費により行う場合は、合理的な方法により、当該支出に係る額をそれぞれの経費に係る支出の額に明確にあん分しなければならない。ただし、明確にあん分し難いときは、一の支出に係る額の2分の1の額を政務調査費に係る支出の額とみなす。

(収支報告書及び写しの送付)

第8条 条例第10条の収支報告書は、会派にあつては第7号様式によるものとし、議員にあつては第8号様式によるものとする。

2 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等の写しを知事に送付するものとする。

3 前項に規定する議長から知事への送付は、第9号様式により行うものとする。

(収支報告書に添付すべき証拠書類等)

第9条 条例第10条第4項第1号に規定する領収書その他の証拠書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書

(2) 旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書(第10号様式)

(3) 領収書を徴し難い場合の支払確認書(会派にあつては第11号様式、議員にあつては第12号様式)

2 条例第10条第4項第2号に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 政務調査費による支出の額が1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し

(2) 宿泊を伴う県外における調査研究に係る報告書(会派にあつては第13号様式、議員にあつては第14号様式)の写し

(3) 調査研究の概要を記載した報告書(第15号様式)の写し

(4) 条例第10条第4項第1号に規定する領収書その他の証拠書類(前項第2号に規定する支出計算書を除く。)に係る一覧表の写し

(証拠書類等の整理保管)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係るすべての支出に係る証拠書類等の原本を整理保管し、これを条例第10条に規定する当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(閲覧)

第11条 条例第13条第2項に規定する収支報告書及び証拠書類等の写し(以下「閲覧書類」という。)の閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 閲覧に供する開始日は、収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して30日を経過した日の翌日とする。

(2) 閲覧に供する場所は、三重県議会議事堂1階議会図書室とする。

(3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、三重県の休日定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日は閲覧を行わない。

(4) 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することができる。

2 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧書類を丁寧に取り扱いとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしないこと。

(2) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器及び危険物その他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。

(3) 閲覧場所では、談話、飲食、喫煙その他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

(4) その他係員の指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

使 途 項 目	支 出 科 目 及 び 内 容
調査研究費 会派が行う三重県の事務及び地方 行財政に関する調査研究並びに調 査委託に要する経費	旅 費 (調査、視察、研究活動等に要する旅費) 需用費 (調査研究活動に必要な消耗品等) 委託料 (個人・団体に調査研究を委託する経費) 負担金 (調査研究に必要な研究会等参加負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
研修費 会派が行う研修会、講演会等の実 施に必要な経費並びに他団体が開 催する研修会、講演会等への所属 議員及び会派の雇用する職員の参 加に要する経費	旅 費 (研修会等開催又は参加するのに必要な旅費) 報償費 (研修会、講演会の講師等謝金) 需用費 (研修会、講演会開催に必要な消耗品、茶菓代、資料印 刷費等) 使用料 (研修会、講演会の会場及び機材借上費) 負担金 (研修会、講演会に参加するための負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
会議費 会派における各種会議に要する経 費	旅 費 (会議の準備、運営参加等に必要な旅費) 需用費 (会議に必要な消耗品、茶菓代、資料印刷費等) 使用料 (会議の会場及び機材借上費) その他 (連絡調整に必要な経費等)
資料作成費 会派が議会審議に必要な資料を作 成するために要する経費	需用費 (資料の印刷製本費等) 手数料 (作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等) その他 (連絡調整に必要な経費等)
資料購入費 会派が行う調査研究のために必要 な図書・資料等の購入に要する経 費	図書購入費 (書籍等購入に必要な経費) その他資料購入費 (新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料 購入費等)
広報費 会派が行う議会活動及び県政に関 する政策等の広報活動に要する経 費	旅 費 (広報活動に必要な旅費) 需用費 (広報紙、報告書等の印刷製本費等) 通信運搬費 (広報紙、報告書の配布送料等) その他 (連絡調整に必要な経費等)
事務費 会派が行う調査研究に係る事務遂 行に要する経費	需用費 (事務用品等の消耗品購入費用等) 通信運搬費 (電話、FAX等に必要な経費等) その他 (備品購入、機器リース又は連絡調整等に必要な経費等)
人件費 会派が行う調査研究を補助する職 員を雇用する経費	職員の給料、手当、社会保険料、賃金等

別表第 2 (第 5 条関係)

使 途 項 目	支 出 科 目 及 び 内 容
調査研究費 議員が行う三重県の事務及び地方 行財政に関する調査研究並びに調 査委託に要する経費	旅 費 (調査、視察、研究活動等に要する旅費) 需用費 (調査研究活動に必要な消耗品等) 委託料 (個人・団体に調査研究を委託する経費) 負担金 (調査研究に必要な研究会等参加負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
研修費 団体等が行う研修会、講演会等へ の議員及び議員の雇用する職員の 参加に要する経費	旅 費 (研修会等へ参加するのに必要な旅費) 負担金 (研修会、講演会に参加するための負担金) その他 (連絡調整に必要な経費等)
会議費 議員が行う地域住民の県政に関す る要望、意見を吸収するための各 種会議に要する経費	旅 費 (会議の準備、運営参加等に必要な旅費) 需用費 (会議の消耗品、茶菓代、資料印刷費等) 使用料 (会議の会場及び機材借上費) その他 (連絡調整に必要な経費等)
資料作成費 議員が議会審議に必要な資料を作 成するために要する経費	需用費 (資料の印刷製本費等) 手数料 (作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等) その他 (連絡調整に必要な経費等)
資料購入費 議員が行う調査研究のために必要 な図書・資料等の購入に要する経 費	図書購入費 (書籍等購入に必要な経費) その他資料購入費 (新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料 購入費等)
広報費 議員が行う議会活動及び県政に関 する政策等の広報活動に要する経 費	旅 費 (広報活動に必要な旅費) 需用費 (広報紙、報告書等の印刷製本費等) 通信運搬費 (広報紙、報告書の配布送料等) その他 (連絡調整に必要な経費等)
事務所費 議員が行う調査研究に必要な事務 所の設置、管理に要する経費	賃借料 (事務所の賃借料) 管理運営費 (事務所の光熱水費等に要する経費) その他 (事務所の管理運営に要する経費)
事務費 議員が行う調査研究に係る事務遂 行に要する経費	需用費 (事務用品等の消耗品購入費用等) 通信運搬費 (電話、F A X 等に必要な経費等) その他 (備品購入、リース又は連絡調整等に必要な経費等)
人件費 議員が行う調査研究を補助する職 員を雇用する経費	職員の給料、手当、社会保険料、賃金等

第 1 号様式 (第 2 条第 1 項関係)

年 月 日

三重県議会議長 様

会 派 名
代表者名

印

会 派 結 成 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名

第 2 号様式 (第 2 条第 1 項関係)

年 月 日

三重県議会議長 様

会 派 名
代表者名

①

会 派 異 動 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日
年 月 日
- 2 異 動 内 容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政 務 調 査 費 経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異 動 の あ っ た 所 属 議 員 氏 名		

第 3 号様式 (第 2 条第 2 項関係)

年 月 日

三重県議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

会 派 解 散 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

年 月 日

第 4 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長

印

政務調査費の交付を受けようとする
会派及び議員について

三重県政務調査費の交付に関する条例第 6 条の規定により、政務調査費の
交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会派について

2 議員について

第 5 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

三重県知事 様

会 派 名
代 表 者 名

印

年度政務調査費請求書

三重県政務調査費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、年 月 ～ 年 月分 (所属議員数 名)

2 所属議員氏名

第 6 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

三重県知事 様

氏 名 (印)

年度政務調査費請求書

三重県政務調査費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、年 月 ~ 年 月分

第 7 号様式 (第 8 条第 1 項関係)

年 月 日

三重県議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第 10 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

会派名

1 報告対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 収 入

政務調査費 _____ 円

3 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	内 訳	備 考
調査研究費			
研 修 費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
広 報 費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

第 8 号様式 (第 8 条第 1 項関係)

年 月 日

三重県議会議長 様

氏 名 (印)

年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定により、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

氏 名

1 報告対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 収 入

政務調査費 _____ 円

3 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	内 訳	備 考
調査研究費			
研 修 費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
広 報 費			
事 務 所 費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

第 9 号様式 (第 8 条第 3 項関係)

年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長

印

政務調査費収支報告書及び証拠書類等 (写し) の送付について

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程第 8 条第 2 項の規定により、
年度政務調査費収支報告書及び証拠書類等の写しを別添のとおり送付し
ます。

第10号様式 (第 9 条第 1 項第 2 号関係)

旅費等支出計算書

旅 行 者 職 氏 名	(印)			
用 務				
調 査 日 程 及 び 調 査 先	年 月 日 ~	年 月 日		
	都・道・府・県	(郡)	市・町・村	
	(調査先名称)			
支 出 内 訳	1 旅費	_____ 円		
	(運賃等 1)	円)		
	(運賃等 2)	円)		
	(運賃等 3)	円)		
	(運賃等 4)	円)		
	(運賃等 5)	円)		
	(自家用車使用	円 / km ×	km =	円)
	(宿泊費	円 / 泊 ×	泊 =	円)
	(調査雑費	円 / 日 ×	日 =	円)
	(加減額 1)	円)		
	(加減額 2)	円)		
	(加減額 3)	円)		
	2 付随する経費	_____ 円		
	(参加費、資料代等	円)		
	(手土産代	円 / 箇所 ×	箇所 =	円)
(その他 1 (内容)		円)	
(その他 2 (内容)		円)	
(その他 3 (内容)		円)	

第11号様式 (第9条第1項第3号関係)

政務調査費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

_____ 円

3 支払先

4 使途項目及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名

ⓐ

政務調査費経理責任者氏名

ⓐ

会派代表者氏名

ⓐ

第12号様式 (第 9 条第 1 項第 3 号関係)

政務調査費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

_____ 円

3 支払先

4 使途項目及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名

印

第13号様式 (第9条第2項第2号関係)

政 務 調 査 等 報 告 書

会 派 名 代 表 者 名	印
旅 行 者 職 氏 名	印
調 査 日 程 及 び 調 査 先	
調 査 の 目 的	
経 費 内 訳	
調 査 概 要 等	

第14号様式 (第 9 条第 2 項第 2 号関係)

政 務 調 査 等 報 告 書

旅 行 者 職 氏 名	(印)
調 査 日 程 及 び 調 査 先	
調 査 の 目 的	
経 費 内 訳	
調 査 概 要 等	

第15号様式(第9条第2項第3号関係)

年度調査研究活動の実施概要報告書

会派(議員)名 _____

調査研究活動の主な内容、成果等

監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、三重県知事から平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成19年4月27日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	福	山		瞳
三重県監査委員	岡	部	栄	樹
三重県監査委員	秋	月		功

平成 17 年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
県税に関する外部監査の結果		
I. 徴収事務に関する報告事項		
1. 軽油引取税の多額の不納欠損処理について		
<p>(1) 長期分割小切手又は長期分割手形での納付 県税の納付・納入は、現金で行われることが原則である。但し、徴収猶予の制度を採用した場合に、徴収金を確保する観点から小切手又は手形を受け入れる場合がある。しかし、徴収猶予期限を超える期間の小切手又は手形等は受領すべきではない。【結果】</p>	<p>平成 13 年度に発生した事例であり平成 14 年度以降は徴収猶予期限を超える支払期日の小切手又は手形等を受領していません。</p>	
<p>(2) 徴収猶予時の調査 徴収猶予を認める場合には、その前提として徴収猶予申請書の提出とともに徴収猶予を必要とする理由を証明する書類（例えば売掛金の帳簿等）を提出させる必要がある（三重県県税条例（以下「条例」という）第 182 条）。県外業者の場合にも、裏付けとなる売掛金等の実在性を調査し、特別徴収義務者である県外業者が納税義務者から未回収となっている金額を特定し、その金額の範囲内で徴収猶予を認める必要がある。【結果】</p>	<p>県外業者の場合を含め、特別徴収義務者から徴収猶予申請があった場合には、軽油の納入実績・納入計画・売掛金明細を提出させ、帳簿調査実施時に事実確認しています。また、必要に応じて納入先への調査も実施しています。 問題が発生したときには、速やかに調査を実施することとし、県外業者の場合には、県間協力により情報交換を行うなど、不正防止に努めています。</p>	
<p>(3) 保全担保物件の評価 平成 13 年 3 月に保全担保として B 県の山林に抵当権を設定した。これはその物件評価が、正式な鑑定人による鑑定であったため、地方税法施行令第 56 条の 6 の 2 により抵当権を設定したものである。しかしながら、1 年半後の平成 14 年 8 月に公売のために行った鑑定では当初の 1/20 程度の評価であり、当時の評価額の妥当性に疑問を持たざるを得ない。業者が提出した評価額の妥当性を慎重に判断する必要がある。【結果】 なお、現在は、軽油引取税の保全担保として現金の供託のみを認めている。</p>	<p>保全担保物件を認める場合において、保全担保提供命令により現金を指定しています。 新規業者等県税事務所長が必要と認める場合は、3 ヶ月分の納入数量（税額）を基準として、現金で担保提供を受けています。</p>	
2. 時効での不納欠損		
<p>法定納期限の翌日から起算して 5 年間徴収権を行使しないと徴収権は時効により消滅する。但し一部納付、差押等の一定事由が生じると時効が中断され、一定事由が終了するとその翌日から新たに時効期間が進行する。この時効は絶対時効と呼ばれ、時効が完成した以降は納税者が納付する意志を示しても県は収納することができない。仮に間違っって収納した場合には過誤納金として還付</p>	<p>平成 18 年度より、年度当初に当該年度で時効となるもの及び随時時効 2 ヶ月前のものをリストに打ち出してチェック機能を強化するとともに、財産調査を早期に着手し、速やかに滞納整理の実施を行いました。</p>	

しなければならぬ。このような時効による不納欠損が平成 16 年度において件数にして 2,496 件、金額にして 77 百万円発生している。これは、調査等を行うも滞納処分できる財産を見つけれないものや行方不明等で調査や処分が終わらないうちに時効が成立してしまっただけである。時効で不納欠損とならないよう今後より一層、調査の早期着手が必要である。【結果】

3. 個人県民税の徴収率について

県では個人県民税の徴収率を上げるため様々な案が採られているが、効果はあまり顕著ではない。確かに三重地方税管理回収機構については機構設立効果として 25 億円が認められるが、引受税目及び徴収税目のほとんどが固定資産税であるために個人県民税に対する効果は 1.5 億円である。徴収率を上げるためには徴収の主体である市町村のより一層の徴収強化が必須である。具体的には県税併任職員制度、人事交流制度等の活用を図りながら、県・市町村の全ての税務職員が徴収ノウハウを向上させていくことである。【意見】

さらに、市町村から提出されている「個人の県民税徴収状況報告書」について追加的な報告を求める必要がある。現在の様式では収入未済額の内訳として徴収猶予、換価猶予、滞納処分の停止、未処理の欄しか設定されておらず、現段階では、本来知りたい情報である差押、分納誓約等の履行状況が不明確になっている。今後、個人県民税の賦課徴収に関する報告等について規定した地方税法（以下「法」という）第 46 条や、県による個人県民税の徴収及び滞納処分の特例を規定した法第 48 条の活用も視野に入れながら、市町村が行う差押、参加差押、交付要求、分納誓約、証券受託、徴収嘱託等について、県全体の個人県民税に対する滞納整理状況の把握が求められる。【意見】

II. 課税事務及び各県税項目に関する報告事項

1. 自動車税等（自動車税、自動車取得税）

(1) 公示送達の手続の瑕疵

公示送達とは、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う送達方法をいう。

公示送達の効力は、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。また、納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前 10 日前までに納税者に交付しなければならぬと規定されている。（法第 151 条第 2 項）

平成 16 年度の自動車税に係る 1,031 名分の公示送達が 8 月 31 日を納期限に行われた。しかし、公示日が 8 月 17 日であり、公示により相手に到達したとみなされる日は 8 月 24 日となる。そのため、納期限の 10 日前ま

個人県民税の徴収率を向上させていくため、次のような市・町支援を行いました。

- ・ 県税滞納整理併任職員の派遣
- ・ 滞納整理研修の充実
- ・ 三重地方税管理回収機構との連携
- ・ 地方税法第 48 条の県による個人県民税の徴収及び滞納処分の実施

地方税法第 48 条の活用を推進していく中で、地方税収確保対策会議で市・町から情報収集、意見交換を行いながら、平成 18 年度については全市町を廻り滞納整理状況の把握に努めました。

再発防止策としまして、次の是正処理を実施し、事務処理のチェック機能を強化しました。

- ・ 関係事務担当職員への関係法令の再教育を行いました。
- ・ 電算スケジュール案の立案時のチェックを確実に伝えるよう仕組みを改善しました。
- ・ 電算システムでもチェックがかかるようシステムの変更を行いました。平成 18 年度は、電算スケジュール案の立案時、課税支援グループにおいてもチェックを行いました。

※平成 18 年度納期変更分：公示日 8 月 14 日 納期限 8 月 31 日

でに納税の告知がなされなかったことから法第 151 条第 2 項に反し、納税の告知は効力を有していないこととなり、当該課税の措置が適法な事務手続となっていないことが判明した。

県では今回の監査における指摘の後、直ちに法令に準拠するように納期限を 9 月 3 日に変更し、滞納者に対する延滞金の計算をやり直し、過払分を対象者に還付・充当した。

このような事態に陥った原因は、担当者の失念によるものと電算システム上の納期限を 8 月末日にすることがあらかじめ設定されていたためとのことであるが、法的な要件を具備することそのものが要求されるような事務手続が法的な要件を満たさなかったことについて、チェックが行われなかったことは残念である。

この点については、監査時に入手した税務職員の初任者研修テキストにも相当の紙面を割いて十分な説明がなされている。

今後においても間違いに気がついたときには直ちにこれを修正することとは勿論、間違いを起こさないような事務処理体制を構築する必要がある。【結果】

(2) 電算事務処理の複数年にわたる委託契約について

自動車税事務所では、課税データのエラー処理の事務や自動車税マスタの作成等の業務を民間業者に委託している。この委託業務契約は 58 ヶ月の契約期間が設定されている。

自治法上、長期に継続する契約は電気、ガスや水道のほか、不動産の賃貸借等に限りされており、これのほかに債務負担行為として、予算上の定めが必要であるため、当該委託業務について県は債務負担行為として予算に定めている。

しかし、当該委託事務は単年度で終了するものであり、必ずしも長期の契約をする必要がある委託業務とは思われない。この点について県では、委託する業務の内容を一業者に一度説明すればその後契約年数にわたって一定の品質が保てるなど効率的であるとともに、スケールメリットを發揮させてトータルコストの縮減を図るために長期の契約としたと説明している。

一般的に複数年契約のデメリットとしては、長期契約に伴い、仕様、契約内容等の契約締結後のチェックや見直しなどが不十分となり、競争原理の後退を招くおそれ挙げられる。

また、コスト面からの分析についても、当時の資料を見る限り十分に行われていなかったものと思われる。

今後、複数年契約を行う場合には、メリットとデメリットを明確にした上で、本当に複数年での契約が必要かを十分に検討する必要があると考え

この委託業務につきましても、当初、長期契約によるコスト面からのメリットがあると考え、5 年間の契約としましたが、長期に渡ることに伴い、業務内容等の変更に対応できないなどのデメリットもあることから、次回から契約期間を 1 年間に見直しします。

る。【意見】

(3) 出張窓口開設時の危機管理の課題

平成 13 年度から各県税事務所では、管轄内のショッピングセンターなどに納期限前に出張窓口を開設している。県民の認知度が高まるにつれて、納税額が増加しており、納期内納付率の向上に一定の効果をあげている。

しかし、一方で、年々納税額が多額になるにつれ、納税された公金に関する保管の安全面についての配慮の必要性が高まっていると思われる。現在のところ各県税事務所の判断により配慮されているところであるが、その取扱いは各県税事務所間で差があり、統一された危機管理のマニュアルなどが存在しない。

また、公金の保管上の安全を図ることはもとより、職員の権限や責任が曖昧のままでは、これを扱う職員にも過度の負担が生じてしまう。

県税事務所の出張窓口において、金額に応じた公金の保管上の安全についてのマニュアルなどを整備すべきである。【意見】

また、これら出張窓口が効果を上げてきている背景には、納税機会の拡大が周知されてきたことが挙げられると思われる。納税機会の究極的な拡大はいづれでも好きな時間に納税者が納税できる制度にすることである。コスト面だけにとらわれず、納税機会が飛躍的に増大し納税のためにわざわざ余暇を削る必要がなくなるといふ県民の効用にも留意し、必要であれば民間の仕組みを利用して、今後も納税機会の拡大方法について検討することが必要と考える。【意見】

納税された公金の安全対策について、基本的な危機管理マニュアルを整備し、これを基に各県税事務所において地域の実情に応じた危機管理対策として、各出張窓口へガードマンを配置しました。

また、平成 19 年度から土日でも納付が出来るコンビニエンスストアでの納付を実施することから、出張窓口については廃止することとしています。

平成 18 年度からインターネット等を活用して自動車税を納付することができ電子納付システムを開始しました。

また、平成 19 年度からは、電子納付ができる対象税目（個人事業税、不動産取得税）の拡大やコンビニエンスストアを利用した自動車税の納付など納付機会の拡大に努めます。

2. 軽油引取税

(1) 特別徴収義務者の申告書等未提出について

軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量につき、申告しなければならないとされている。なお、申告すべき数量がゼロの場合にも申告しなければならないとされている（法第 700 条の 11、条例第 175 条）。

県においては、県に申告すべき税がない状況が続いている県外業者に対し、特別徴収義務者の消除申請を促しているところであるが、申告すべき税額がない場合に申告がなされていないケースが散見された。

また、軽油の引取りに係る主たる事務所・事業所が所在する都道府県知事に対して申告書とともに報告書を提出しなければならないが、軽油の引取がまったくなかったため、これら申告書等が提出されていないケースがあった。

該当者に対しては、すでに申告指導を行い、提出を受けました。また、各県税事務所において、申告状況表を作成し、申告書の提出状況の管理を行い不申告の発生防止に努めました。

なお、現在は、全ての特別徴収義務者から申告書等は提出されていません。

<p>特別徴収義務者に対しては全て申告書等を提出させる必要がある。【結果】</p>	<p>(2) 徴収不能額の返納額の誤りについて</p> <p>軽油引取税は、特別徴収の方法を採用しており、担税者と納税者が一致していないため、特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合又は徴収した軽油引取税額を天災等により失った場合には、当該特別徴収義務者の申請によりすでに納入されている税金の還付を求めることができるとされている(法第700条の21の2、条例第182条の2)。</p> <p>これにつき、徴収不能による還付事務が適正に行われているかについて手続を実施したところ、徴収不能額の返納額の算定ミスが発見され更正決定することとなった。</p> <p>これは算定ミスという単純なミスであり、金額的にも少額であったが、事務処理手続として、担当者1名で計算を実施しており、上司の確認が形式的になってしまっていた可能性がある。現在も担当者1名による計算結果がそのまま還付金額として決定されており、今後同様のミスが発生する可能性がある。申請様式の内容を検討するなどしてミスの防止を図りたい。【結果】</p>	
<p>(3) 複写免税証使用者の報告時の確認</p>	<p>複写免税証とは、免税額の欄が白紙になっており、使用者側が免税数量の記入を行う形式の免税証であり、現在、一部の漁業組合に交付されている。複写免税証を交付した先についても、毎月の報告書が提出される際、報告書に実際に購入した時の領収証を添付させ、実際の購入量と免税数量の一致を確認することになっている(自治庁次長通達「地方税法の施行に関する取扱いについて」(道府県税関係))。</p> <p>提出された報告書を閲覧したところ、報告書に領収証の添付がないものが散見された。領収証の添付は実際の購入量と免税数量の一致を確認するために重要な意味を持つため、領収証を添付するよう指導する必要がある。【結果】</p>	<p>事務点検表のチェック項目に領収証添付の項目を加え、領収証等の添付書類の確認を行いました。</p> <p>また、平成18年度、4県税事務所を対象に県税事務所点検を実施したところ、適正に事務処理されていました。</p>
	<p>ご指摘の誤りについては、更正決定により既に過還付分の納付を受けました。</p> <p>現在は、添付書類、確認事項、計算手順等を確認できるシートを作成し、決裁時には二重チェックをするなど、再発防止に努めています。</p>	<p>事務点検表のチェック項目に、正・副免税証の県総合税システムによる確認項目を加え、複写免税証の適正な管理を行いました。</p>

<p>さらに、一定量以上の免税軽油の使用者は毎月報告することになっているが、1年をまとめて報告している事例があったが、これについては、現在では是正されている。県が一定量以上の免税軽油の使用者に毎月の報告を求めているのは、実際の購入量と免税数量の一致を確認し、免税の措置の妥当性を検証するためである。</p> <p>1年分がまとめて報告された場合には、1年を経過しないとその妥当性が検証できないこととなるのであるから、1年まとめて提出されることに合理的な理由がない場合には、毎月の報告を促す必要がある。今後これに従わない場合には、法の規定を厳格に運用するなどし、免税軽油使用者に対し、指導する必要がある。【結果】</p>	<p>事務点検表のチェック項目に報告書類の提出管理の項目を加え、適正な使用状況の管理を行いました。</p> <p>また、平成18年度、4県税事務所を対象に県税事務点検を実施したところ、適正に事務処理されていました。</p>
<p>免税軽油の使用者に対する実地調査について、年間12,000L以上は年に2回、年間12,000L未満については、年に1回程度の調査を行うこととなつていて、(県総務部長通知「軽油引取税に係る免税証等の取扱いについて」)これは、免税軽油の使用状況を確認するため、重要である。</p> <p>しかし、慢性的な人手不足のため、現実には、免税軽油の使用者に対する調査は、税の更正決定可能な3年に1度のペースで調査を行っている。調査対象者を選別し、調査頻度を高める必要がある。【意見】</p>	<p>調査頻度を高めたいため、一律的な実地調査だけでなく、使用者の状況に応じ、机上調査や申請時の簡易調査も実施しました。</p> <p>また、機械の確認、免税軽油の受払いや軽油の品質調査等現地でしか行えないものもあり、年度当初に策定した年間調査計画により県税事務所が税務調査プロジェクト調査支援グループと連携し、効果的な調査に努めています。</p>
<p>3. 不動産取得税</p>	
<p>(1) お知らせ通知書について</p> <p>承継取得の場合、お知らせ通知書は、納税者に対し納税額を事前に通知する意味のほか、調査依頼文書としても積極的に活用されている。</p> <p>法務局での調査だけで課税に関して疑義が生じるものについて、納税者に対して、文書で調査を依頼すること自体は、県税事務所の課税担当者の事務効率の観点から合理性が認められる。</p> <p>しかしながら、不動産取得税の場合、納税者には税法の知識に乏しい一般個人も多くいるので、県税事務所から、現行文面の通知書(本冊P72図1)が送付された場合、県が調査をし、その結果、税金が課されるというのであるから、県がすることに間違いはないだろう、記載された税額を納める義務があるのだろうかと考えて、申し出をしない納税者もいることも予想される。むしろ、このお知らせ通知書の記載文言からして、このお知らせ通知書の送付自体が調査の依頼であると考え、納税者の方が希ではないかと思える。</p> <p>したがって、現行文言のままではお知らせ通知書を調査依頼文書として活用することは、調査の実効性に疑問があるばかりか納税者の信頼も失いかねないので、調査依頼文書としてお知らせ通知書を活用するのであれば、</p>	<p>当該文書を調査依頼文書として使用しないこととし、税額のお知らせとして送付することとしました。</p> <p>また、調査依頼については、別途作成することで対応を行いました。</p>

<p>文言を改める必要がある。【意見】</p> <p>送付の時期についても、課税調査は、価格決定についての県税事務所長の決裁前に行われることが不動産取得税課税業務管理規定に定められているので、調査依頼文書としてのお知らせ通知書は、価格決定についての県税事務所長の決裁が行われる前にされるべきである。この場合、県税事務所の課税担当者の事務効率の観点から、従来のお知らせ通知書に代わる調査依頼文書はシステムから自動的に出力できるようにするか、ひな型を作成しておくことも必要と考える。【意見】</p> <p>また、お知らせ通知書には、宗教法人、学校法人については、「本来の事業の用途に供する場合には、税額が減額される。」と記載されているが、社会福祉法人の場合には非課税の適用があり得ることは記載されていない。</p> <p>非課税の適用があり得る納税者には、等しくその主張や相談の申し出をなすようにならなければならないことが公平であるから、記載する文言を工夫する必要がある。また、「本来の事業の用途に供する場合には、税額が減額される。」という記載内容は法及び条例と符合しないので、非課税という記載に改めるべきである。【意見】</p>	<p>当該文書を調査依頼文書として使用しないこととし、税額のお知らせとして送付することとしました。</p> <p>また、調査依頼については、別途作成することで対応を行いました。</p> <p>当該文書を調査依頼文書として使用しないこととし、税額のお知らせとして送付することとしました。</p> <p>また、調査依頼については、別途作成することで対応を行いました。</p>
<p>(2) 承継取得における未登記不動産の捕捉について</p> <p>未登記不動産の捕捉については、年に1回期日を指定して市町村に赴き、不動産の取得者が市町村に提出した家屋補充台帳登録名義人変更届、固定資産所有者変更届等を調査することにより行っている。ただこの調査は、平成15年度以前は県税事務所ごとに独自に行っており、平成16年度から全県税事務所で統一に行われている。</p> <p>この未登記不動産の調査のうち平成16年6月以降の調査によって捕捉された課税データが未だ電算登録されずに放置されていたケースがあった。適時に電算登録する必要がある。なお、本監査での指摘により、平成17年9月に調定がなされている。【結果】</p>	<p>今後は、捕捉データの処理を確認するため、賦課計画書の確認事項に定期的に課税データ等の処理を行ったかどうかの項目を設け、チェックを強化しました。</p> <p>また、業務手順の見直しを行い、年間賦課計画及びISO内部監査のチェック項目に未登記不動産の調査を追加しました。</p>

市・町とは今後未登記不動産に関し定期的に情報交換を行い、連携強化を図ります。また、賦課計画書にも処理項目として追加しました。

また、県税事務所によっては平成 15 年度以前には未登記不動産の捕捉調査が行われていなかった所もあり、今回の調査により、不動産取得税の賦課決定の除斥期間（5 年）が経過している未登記不動産が多数認識された。これらの不動産については、市町村が不動産の取得を認識した時点で、既に不動産取得税の賦課決定の除斥期間を経過しており、県税事務所が、過去に未登記不動産の捕捉調査が行われていなかったために課税漏れとなつたものとはいえない。ただ、市町村の場合は未登記不動産を発見した以降、毎年固定資産税を賦課することができのに対し、不動産取得税の場合は取得後除斥期間を経過すれば時効となり、賦課することはできないので、市町村に対して、未登記不動産の取得の早期発見に更なる協力をしてもらうための働きかけが必要である。【意見】

(3) 申告について

不動産取得税は普通徴収と規定され、課税庁の調査に基づき税額決定を行わなければならないが、申告だけによる課税は制度上行うことができま

せん。具体的には、申告書の提出があつた場合でも、所有権移転の事実確認や、課税標準となるべき価格の調査を行う必要があり、ご指摘の課税方法につきましましては実施が困難です。

不動産の取得者及び課税標準の特例等の対象者の多くが、税法の知識に乏しい一般人であることや、一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希なことなどから、期限内に申告がないことで課税標準の特例を受けられないとすれば取得者に酷であると考えられることと、他方で、申告がなくとも調査により課税は適切にされると考えられること、申告がされたとしても調査自体はしなければならず申告は課税事務の軽減につながらないことなどからすれば、「不動産取得税の課税標準の特例等に係る事務の取扱いについて」通達により、不動産の取得に関する申告期限後に特例の適用があるべき旨の申告がなされた場合でも、申告期限内に申告がなされたものとみなして特例の適用をすること、及び、申告書の提出がない場合でも、特例の適用があることが課税に関する調査及び資料等により明らかなものについては、申告がなされたものとみなして取扱うこととされている現行の課税事務の取扱いには合理性が認められる。

ただ、滞納整理との関係で、納税者の申告に基づき賦課し、事後的に県が調査をしてこれに基づき更正するという取扱いも課税客体の早期把握及び早期賦課を行うための一つの方法として検討することも必要ではな

(4) 滞納について

税額の大小は滞納傾向とは直接関連はなく、それにより課税時期を調整することは、税の公平性から問題があります。

また、多い月では数百件にも上る課税件数を抱える事務所の実態からみても、税額により事務を区分することは、正確性・効率性・迅速性の観点から現時点では実施が困難です。

現在の法務局で閲覧する方法では、法務局の事務処理等の進捗状況によりますが、可能な限り早期調査を実施し、早期課税を行います。

不動産取得税の滞納状況からすると、平成 16 年度の滞納整理実施要領において、重点税目の一つと定められたことには合理性が認められる。

ただ、課税客体の早期把握及び早期賦課を行い早期に滞納整理に着手することについては、全ての課税客体について一律にかつ大幅に賦課までの期間を短縮することは、今後、法務局から電子データのまま直接入手できるようになるなどしない限り困難であると思われる。よって、現行の事務手続を前提にして賦課までの期間を短縮しようとすれば、法務局の登記申請

<p>書調査以後、税額等区別の基準を設けて、賦課までの期間に係る課税手続を区別することも必要と考える。【意見】</p>	
<p>4. 個人事業税</p>	
<p>(1) 定期課税遅れについて</p> <p>税務署から写し取りした課税資料を精査した結果、内容に不明点が出てきた場合、納税義務者に対し照会文書を送付し一定期限内の回答を求めているが、賦課決定を行う日までに回答がない場合において、結果的に定期課税に間に合わず、随時課税となっているケースが見られた。</p> <p>回答期限を過ぎた照会文書の取扱いについて統一する方法を検討すべきである。【意見】</p>	<p>税務署調査の時期を早め、不明事項に関する照会調査時期を早めるように事務処理スケジュールを検討します。</p> <p>不明事項に関する照会調査は、適正課税を行うためには不可欠であり、また、その内容も一様でないため、回答期限を過ぎた場合の取扱いを統一することは困難です。</p>
<p>(2) 不動産貸付業、駐車場業等の認定事務について</p> <p>不動産貸付業・駐車場の認定事務については、実態が不動産貸付業・駐車場業に該当するかどうかについて調査するため、「認定基準確認表兼調査書」を作成し、3年の間に一度は貸付内容等の確認を実施することとなっている（県総務部長通知「不動産貸付業・駐車場の認定事務について」）。これは、認定基準の捉え方が複雑であるために変動する課税情報（継続して管理把握の必要があるとの趣旨）からである。しかし事務のシステム化以降「認定基準確認表兼調査書」は作成されていない。現在はシステム帳票としての「調査書兼入力票」で管理把握されているが、貸付不動産の規模、賃貸料収入及び管理の状況等の課税情報の記載内容が以前の様式のように標準化されていない。</p> <p>総務部長通知の趣旨を没却しないよう「調査書兼入力票」の課税情報欄への記載方法をルーブル化する必要がある。【意見】</p>	<p>昭和 57 年 4 月 15 日付け総務部長通知において「認定基準確認表兼調査書」で貸付物件・貸付件数等を管理することとなっているものを、平成 18 年 5 月 1 日付け事務連絡により課税に必要な事項を電算システム課税情報欄へ登録することにより「認定基準確認表兼調査書」の作成に代えても差し支えないこととし、貸付物件・貸付件数等の管理の統一を行いました。</p> <p>また、平成 18 年度、4 県税事務所を対象に県税事務点検を実施したところ、事務連絡のとおり事務処理されていきました。</p>
<p>5. ゴルフ場利用税</p>	
<p>(1) 等級決定基準の見直しについて</p> <p>等級決定基準表は、利用料金等を算定基準として等級が決定される仕組みとなっており、利用者が支払う料金から、キャディーフィー等選択性のある料金を除いた金額を基に税率が決定され課税されることになっている。しかし、近年、カートフィーなどの内訳が不明瞭なパック料金制度が登場し、控除となるカートフィー等を高額に申請することにより、等級を低く申告するなどの不正の余地が生じることも考えられる。その対応として、津総合県税事務所では、現行の等級決定基準を補完するものとしてパック料金の取扱いを平成 16 年度より定めている。</p> <p>津総合県税事務所の取扱いは、パック料金が設定された場合のものであり、パック料金を利用した等級の不正は現在ないとしても、どの県税事務</p>	<p>パック料金に対応した等級決定基準は、東海四県税務主管課長会議の情報収集や石川県の全国照会等で確認しましたが、パック料金に対応した等級決定基準を採用している都道府県はありません。</p> <p>津総合県税事務所では、現行の等級決定基準では対応できないパック料金のみを利用料金に設定している場合について、税の公平性の観点等を考慮し、現行の等級決定基準を補完する取扱いを定めているところである。</p> <p>津総合県税事務所が定めている等級決定基準を基本に、パック料金を利用料金に設定している場合の取扱いを定めます。</p>

	<p>所においても起こりうる問題であるため、今後は他の県税事務所においても同様の対応を検討しておく必要がある。等級決定基準については、利用料金により等級の決定を行うこととし、利用料金については、ゴルフ場の利用について、その対価又は負担として支払う一切の金額とすることが公平性の観点から望ましい。【意見】</p>
<p>6. 個人県民税</p>	
<p>(1) 徴収率の低い市町村への対応について</p> <p>県の個人県民税の徴収率は、全国との比較において低い順位となっており。また、各市町村の平成 16 年度の個人県民税の徴収率は、最高の自治体と最低の自治体の間に 24.8 ポイントの開きがある。個人県民税は、住民にもっとも近い自治体として市町村が賦課徴収権をもっている。個人市町村民税とともに「住民である」ことに課され、「住民」が自治体の行政経費を負担しあうための税であり、自治体からの行政サービスの提供を受ける権利とともにその負担として公課を負担する義務を負うものであることからすると、これほどの乖離は、税の公平性の観点から問題であると考えられる。</p> <p>今後、徴収率の低い市町村の自主的な徴収努力が益々必要になってきており、県として直接的間接的な徴収促進策を積極的に活用し、県全体の徴収率を引き上げる必要がある。【意見】</p>	
<p>7. 法人県民税・法人事業税</p>	
<p>(1) 未登録法人調査について</p> <p>未登録法人調査については、担当者間での引継ぎが十分でなく、調査表にその記載のないものが見られた。また、現地調査等を行わなければならない未登録法人が一覧できるようなリストが作成されておらず、調査担当者以外の者が未登録法人調査の現状を把握することが困難となっている。未登録法人調査にあたっては、担当者以外の者も未登録法人調査の現状を把握できるように未登録法人の一覧表を作成するとともに、調査支援グループなどが調査を行った場合には、各県税事務所担当者との十分な連携を行うようすべきである。また、上席者による定期的なチェックを行う必要がある。なお、既に一部事務点検表により体系的なチェックを行いつつあるが、より充実させたい。【意見】</p>	
<p>(2) 不申告法人調査について</p> <p>不申告法人の調査については、年度当初計画されている現地調査件数より実際に実施した調査件数が大幅に下回っている事務所があった。業務の効率化の観点から、現地調査等については年間計画を立てて適切</p>	
	<p>個人県民税の徴収率を向上させていくため、次のような市・町支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税滞納整理併任職員の派遣 ・滞納整理研修の充実 ・三重地方税管理回収機構との連携 ・地方税法第 48 条の県による個人県民税の徴収及び滞納処分の実施
	<p>未登録法人の現状が把握しやすい一覧表を作成しています。事務点検表によるチェックについて、その徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図っています。年度当初に策定した年間調査計画により県税事務所が税務調査プロジェクト調査支援グループと連携し、効率的な調査を実施しています。</p>
	<p>事務点検表によるチェックについて、その徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図っています。年度当初に策定した年間調査計画により県税事務所が税務調査プロジェクト</p>

<p>に実施されることが必要である。今後は適切な年度計画の策定が望まれる。【意見】</p>	<p>エクト調査支援グループと連携し、効果的な調査を実施しています。</p>
<p>(3) 分割法人人員調査について 分割法人人員調査の手続自体は適正であったが、一部の県税事務所では申告法人調査と同様に実際の調査件数が年度計画で計画されていた調査件数を大幅に下回っていた。 正社員から派遣社員への移行、支店・支社の統廃合等が続いており、年度計画を適切に策定し、調査を実施することが必要である。【意見】 なお、(2)(3)についても、平成 16 年度からの事務点検表の導入により、適切な計画にむけての取組みがなされているが、今後はさらにその取組みを充実させたい。</p>	<p>事務点検表によるチェックについて、その徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図っています。 年度当初に策定した年間調査計画により県税事務所が税務調査プロジェクト調査支援グループと連携し、効果的な調査を実施しています。</p>
<p>8. 県たばこ税</p>	
<p>(1) 卸売販売業者等に対する調査について 県は、卸売販売業者等の申告内容の適正性に関する調査を特に実施していない。業者の申告を信頼し、これを是認していることになる。 県の調査による全国的にも調査していない状況とのことであるが、適切な申告を確保するためには、他県に主たる事務所及び事業所の所在する卸売販売業者等の調査を実施すべきであり、必要に応じて質問検査権(法第 74 条の 7) を行使することも検討するべきである。 また、県が、他県に主たる事務所及び事業所の所在する卸売販売業者等の調査を実施することが非効率であるならば、当該他県に調査を正式に依頼し、その調査結果の報告を受けるなどの方法で他県との連携を深めることを検討すべきである。【意見】</p>	<p>県外の大手卸売販売業者等に対し、適正申告の指導を兼ね帳簿調査を実施しました。注文→納品→申告までの事務処理の概要を聞き取ったうえで、たばこ税の申告システムから出力された帳票により調査を行った結果、都道府県別の集計、課税標準及び税額の計算は適切に行われていることを確認しました。 国たばこ税との突合については、課税時期や課税地が地方分と異なるため、不可能であることも確認しました。(国税の課税時期：輸入たばこは通関時、製造たばこは流通基地からの出荷時) 東京都主税局において調査実績を確認したところ、不申告業者やたばこ流通情報管理システムにおける不突合が大きい業者に対し調査を実施している状況です。 今後は、関係都道府県と連携し、たばこ流通情報管理システムを活用した調査や不申告業者に対する調査を行っていきます。</p>
<p>(2) 課税標準数量がない場合の取扱いについて 法第 74 条の 10 第 2 項及び条例第 79 条の 3 第 2 項の規定によると、県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における申告納付すべきたばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、申告書を知事に提出しなければならぬとされている。 これに対して県は、県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等であっても、課税標準数量がない場合については申告書の提出は求められていなかった。また、当該卸売販売業者等の過少申告に対する調査も実施されていなかった。</p>	<p>申告書の提出をチェックするため提出状況表を作成し、事務点検表に不申告チェックの項目を追加しました。 県内の卸売販売業者については、申告指導を兼ね調査を実施しました。 現在は、たばこの輸入はなく申告税額がない状態が続いていますが、期限内に申告書を提出するよう指導しました。 今後も必要に応じて適宜調査を行っていきます。</p>

県では、今回の監査における指摘の後、直ちに当該卸売販売業者に赴き販売実績等の調査を行い申告指導を行った。その結果、課税標準数量が正しいことが確認できたので、法の規定に基づき当該卸売販売業者から申告書の提出を受け、以降も毎月申告書の提出を受けている。

今後は、このようなことが再度起きないように、申告内容が実態に合致しているかの調査を定期的に行うようなルールを検討すべきである。

【結果】

Ⅲ. 三重県総合税システムに関する情報セキュリティ監査の報告事項

1. 情報資産の分類と管理

(1) 外部事業者との間における情報資産の受渡しに関する規制の強化

総合税システムの運用業務においては、外部記録媒体に関する受渡しを外部事業者と行っている。

県が保有する重要な情報資産が万一漏洩した場合、その漏洩経路を明確にし、防止策を新たに策定するとともに、責任の所在を明確にすることが重要となる。そのため、どの外部事業者にどのような情報資産を渡したかを把握できる管理簿を作成することが望ましい。

また、重要な情報資産が外部事業者への送付中に紛失、漏洩する危険性を軽減するため、開封が可能な物が用いられている外部事業者との間における重要な情報資産を記録した外部記録媒体の受領に関し、より厳重な保護措置の実施可否を検討することが望ましい。【意見】

外部事業者（2社）との外部記録媒体の受渡しに関する管理簿を平成18年度から作成しました。

また、開封可能な物を利用して指摘された郵政公社については、郵政公社のシステム上、その方法以外は認められていません。

ただし、配達証明などの措置により、情報資産の受渡しに関し、保護されていると判断していません。

(2) 常駐外部委託事業者による情報資産の持ち出しに関する規制の強化

総合税システムに関連する業務のうち、システムの開発・維持管理業務に関する外部委託事業者が常駐している。

常駐する外部委託事業者の作業場所を特定しないことにより、作業場所とは特定の室なのか、特定の建物なのか、外部委託事業者の事業所を含むのかなどの解釈にずれが生じ、不正又は誤認により県が承認しない機密情報の外部への持ち出しが行われてしまうおそれがある。そのため、総合税システムの開発・維持管理業務に関する委託契約書上、常駐者の作業場所を明示することが望ましい。【意見】

平成18年度の契約から、システム開発、維持管理業務に関する常駐者の作業場所（事務室、マシン室、プリンタ室）を規定しました。

(3) 外部委託事業者に渡した情報資産の保管に関する規制の強化

総合税システムにおいては、データ入力に関わる業務に関しては2社、帳票出力・封入封緘業務に関しては1社の外部事業者による業務を委託しており、当該事業者の事業所において県の機密情報が保管されることとなる。

機密情報の保管場所が県庁舎内であっても、外部委託事業者の事業所であっても、県が保有する機密情報である以上、県の責任において厳重に管

データ入力の1社及び封入封緘業務については、契約書に機密情報管理条項の記載があるものの、具体的な保管場所及び方法について書面を持って合意しました。

なお、データ入力のと1者である郵政公社については、利用者（県）の申請方式である郵政公社のシステム上、契約・協定を結ぶことができないため、書面による合意は困難です。

ただし、郵政公社自身の「職員情報保護管理手続きの運用」、「東京貯金事務センター情報セキュリティ管理細則」等にてコンプライアンスが徹底されているため、保管に関する規制強化は達成されていると判断しています。

総合税システムから出力されるデータファイルなど情報資産の管理方法について、機密情報の流出経路を可能な限り限定するため、指摘を受けた事項について検討し、不要な帳票の削除及び手順書の作成を行いました。

また、データファイルをダウンロードできるユーザの限定及び外部記録媒体の端末制限については、ユーザを県税事務所に限定していることと、システム変更による多大な経費を要することから、総合税システム情報セキュリティマニュアルで取扱いを徹底しました。

すべき点において相違はなく、万一機密情報が外部委託事業者より漏洩した場合においても、県が負うべき責任は軽減されるものではない。そのため、機密情報の保管場所及び保管方法につき特段の合意のないデータ入力に関わる業務及び帳票出力・封入封緘業務に関する外部委託事業者との間に締結した確認書・契約書において、受渡した機密情報を適切に管理すべき旨の条項を追加するとともに、具体的な保管場所及び保管方法について別途書面により合意することが望ましい。【意見】

(4) 情報資産の管理方法の強化（電子データ）

総合税システムは、専用端末からのみ利用が可能なシステムであり、当該端末以外において総合税システム上の情報を活用しないことが原則とされている。

機密情報の流出経路を可能な限り限定する観点から、総合税システムにおいて以下の施策につき検討するべきである。

- ・データファイルの出力が業務上必要な帳票の見直し（データファイルの出力機能を有する約100種類の帳票を必要最低限の種類に絞り込み、帳票や総合税システム上の画面による代替を図る）。
- ・データファイルのダウンロードが可能なユーザの限定。
- ・外部記録媒体を使用する端末の制限。
- ・ファイルサーバーにおける当該データファイルの管理に関する手順書の作成（過去ファイルを速やかに削除するための手続、バックアップ取得・保管ルール、他の端末への移動の禁止等）。
- ・データファイルの移動において使用する外部記録媒体の管理に関する手順書の作成（使用する外部記録媒体の特定、ファイル移動における切り機能の利用、当該媒体の保管ルール等）。【結果】

(5) 情報資産の管理方法の強化（用紙/帳票）

機密情報の不正な流出の防止、機密情報漏洩時における負担すべき責任の限定、虚偽の資料・帳票が外部において作成される危険性を軽減する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。

- ・総合税システムより出力された紙媒体による機密情報は、プリンタ室や他の事務所との共有の室に保管せず、総合税システム専用の常時施錠された場所に保管する。
- ・廃棄する機密情報に係る出力情報の廃棄記録を作成・保管する。
- ・県の公印が押された専用用紙についても総合税システムより出力された紙媒体による機密情報と同様の厳重な管理を行う。【意見】

- ・機密情報を保管する専用の場所の確保は物理的に不可能なことから、鍵付きのロッカー等で保管します。
- ・平成18年度からは「情報資産管理簿」を作成していることから、その中で廃棄記録も管理します。
- ・公印が押された専用用紙についても、機密情報と同様に鍵付きのロッカー等で保管します。

2. 物理的セキュリティ

(1) 電子計算機室等の入退室管理の強化

総合税システムのセンタサーバなどが設置されている電子計算機室等における入退室管理に関しては、「吉田山会館電子計算機室及び関連施設入退室管理要領」（以下「入退室管理要領」という）にて一定の管理事項が定められ、これに基づき入退室管理が行われているが、電子計算機室等の入退室が可能な権限者に関する最新の情報を常時把握し、無権限者による機密情報へのアクセスを防止する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。

- ・電子計算機室等の施設が、他組織が管理するシステムと共同で使用されていることを踏まえ、当該施設の一義的な管理者を明確にした上で、「入退室管理要領」に記載する。
- ・「入退室管理要領」において、入室証の返還に関する手続を定めるとともに、入退室が可能な要員の見直しを定期的に行う。
- ・入退室管理システムより登録情報のリストを出力するとともに、管理簿との照合を定期的の実施した上で、当該照合結果につき電子計算機室の管理者等による承認を行う。【意見】

電子計算機室等の入退室管理を強化するため、一義的に管理者を明らかにし、入退室要領に記載いたしました。

また、平成 19 年度から入室証の有効期限を設定し、返還手続きを追加することとします。

入退室管理システム（指紋認証）については、登録情報と管理簿との照合作業を定期的に行います。

(2) ネットワーク（配線）の管理の強化

総合税システムへの承認されない不正なアクセスを制限する観点から、総合税システムのネットワーク接続に利用するハブなどの通信関連機器に関し、以下施策につき検討することが望ましい。

- ・床下等利用者等が容易に触れることができない場所への設置
- ・ネットワーク接続口におけるすべての空きポートの閉鎖【意見】

各庁舎の床の構造上、床下などに設置することが不可能なため、ハブに対して空きポートを使用しないよう、セキュリティマニュアルに記載しました。

3. 人的セキュリティ

(1) 利用者向けの情報セキュリティに関するマニュアルの作成

総合税システムは、全ての県税事務所の職員が利用者である。このことを踏まえれば、総合税システムの利用において遵守すべき事項を包括的に取りまとめた手順書が作成されるべきであるが、現状 IC カードなど一部の取扱いを除き、情報セキュリティに関するマニュアルが策定されていない。

総合税システムの利用に係るセキュリティ水準を一定以上に確保する観点から、利用者に対し、遵守すべき事項を包括的に取りまとめた情報セキュリティマニュアルを作成することが望ましい。【結果】

総合税システム情報セキュリティマニュアルを整備しました。

<p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p>県において、IT 利活用推進本部が情報システム全般のセキュリティに関し、情報システム管理者や情報セキュリティ責任者等による総合セキュリティに関する教育・研修等は特段確認されなかった。</p> <p>上記 (1) のマニュアルを踏まえ、情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者は、総合セキュリティの利用において必要な情報セキュリティに関する教育・研修等を継続的に実施することが望ましい。【意見】</p>	<p>総合セキュリティ研修を実施しました。</p>
<p>4. 技術的セキュリティ</p>	
<p>(1) コンピュータウイルス対策の強化</p> <p>総合セキュリティの当 OS は、その他の OS に比べてコンピュータウイルスによる被害を受ける可能性は相対的に低いといえる。さらに、総合セキュリティはインターネットにも接続されておらず、ウイルスの感染経路が少ないことから、ウイルスの脅威にさらされるリスクは相対的に低いといえる。しかし、当該サーバには、県の業務業務に関する重要な情報が多く存在し、万一コンピュータウイルスの被害にさらされたときの影響の重大性は非常に高いこと、近年、当該 OS を標的としたコンピュータウイルスも増加しつつあること、当該 OS に対応したウイルス対策ソフトは市場においても販売されており、その入手は特に困難ではないことを考慮すると、サーバにおいてウイルス対策ソフトを導入するべきである。</p> <p>また、コンピュータウイルスのバージョンは頻繁に更新されるものであり、ウイルス対策ソフトは、バージョンアップに存在しないウイルスに対しては無力である。そのため、税務端末にインストールされるバージョンアップが常に最新の状態であることを確保する必要がある。当該観点から、税務政策室電算グループは最新のバージョンアップのバージョンを定期的把握し、外部委託事業者より報告された各税務端末のバージョンが最新のものであることを確認するべきである。【結果】</p>	<p>サーバについて、平成 18 年度に当該ウイルス対策ソフトの導入を行いました。</p> <p>また、職員にて税務端末のバージョンアップについて、定期的に把握し、外部委託事業者より報告されたバージョンのバージョンアップが適正かチェックを行います。</p>
<p>(2) 機器設定等に関する検討の必要性</p> <p>総合セキュリティが稼動する各サーバ、端末において、セキュリティホールとなりうる要因を可能な限り排除する観点から、維持管理業務を委託する外部事業者に対し、サーバや端末には必要なセキュリティソフトウェアだけがインストールされていることを書面により確認することが望ましい。【意見】</p>	<p>運用において必要なセキュリティソフトのみがインストールされていることを書面により確認しました。</p>

(3) 管理者権限の ID に対する管理強化

総合税システムにおいて、センタサーバ、部門サーバ、各サーバ上のデータベース、各稅務端末において管理用の ID が設定されている。これに対し、各管理用の ID の利用可能なメンバーを記載した名簿が作成されるなど、一定の管理状況が認められるが、総合税システム(本稼働)における管理用の ID の無権限者による利用を排除する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。

- ・ 不要な管理用の ID は削除する。
- ・ 本稼働システムの管理用の ID、パスワードは開発用システムと明確に分離し、開発業務や維持管理業務の外部委託事業者に管理用の ID を付与する場合には、業務権限を超えた範囲でのシステム権限が付与されないようにする。
- ・ 管理用の ID は情報システム管理者が管理し、開発業務や維持管理業務の外部委託事業者が利用を必要とする場合のみ、申請に基づき貸与するとともに、利用後は情報システム管理者がパスワードを変更する。
- ・ システム上デフォルトで作成されている管理用の ID のパスワードの変更を必ず要求する。【結果】

- ・ 不要な管理者 ID の削除を行いました。
- ・ 開発業者への ID 貸与については、業務ごとに、その業務範囲を限定するなど権限の見直しを行いました。
- ・ 管理用 ID については、管理簿を整備するとともに、申請に基づき貸与し、利用後はパスワードを変更することとしました。
- ・ システム上デフォルトで作成されている ID のパスワードの変更を委託業者に対して書面で要求し、対応しました。

(4) 開発要員による本稼働システムへのアクセス制限

本番データへの無権限者によるアクセスを制限する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。但し、従前の実務上の業務運営との連続性やトラブルへの迅速な対応、さらに効率的な開発・維持管理の実施という観点を勘案すると、以下の施策を実施するには相当の困難が伴うことも想定される。したがって、施策の実施可能性に関しては慎重な判断が必要となる。

- ・ 開発要員に対し、本稼働システムのネットワークにログインするため IC カードを付与しない。
- ・ 本稼働システムと開発・テスト用システムにおいて異なるアクセス権限を設定し、開発要員には開発・テスト用システムへのアクセス権のみを付与することにより本稼働システムへのアクセスを制限する。
- ・ 開発用システムへの本番データの移行を原則禁止とする。
- ・ 開発用システムへの本番データの移行を例外的に認める場合、機密情報にあたる項目を別の情報に置き換える処理を設ける。また、情報システム管理者の承認を得るとともに、利用後における当該本番データの速やかな削除及び削除した旨を記載した書面を入手する。
- ・ 本稼働システムとテスト用システムとの間の同期処理を行う場合において、機密情報にあたる項目を別の情報に置き換える処理を設ける。

【意見】

円滑な開発、テストを進めるため、開発用システムには本稼働システムと同一の環境を日次で移行させていますので対応は不可能です。

<p>(5) ユーザによる総合税システムのアクセスに関する規制の強化</p> <p>総合税システムの利用権限を有しない者による総合税システムへのアクセスを厳重に制限する観点から、以下の施策を実施することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合税システムの利用者に対し、離席時には総合税システムをログオフする運用を徹底させる。 ・総合税システムのログオフ時に遷移するログイン画面上、前回ログイン時のユーザ ID、パスワードをクリアするように機能を修正する。【結果】 	<p>総合税システム情報セキュリティマニュアルに記載し、徹底しました。また、ログオフ後に遷移するログイン画面のパスワードをクリアするよう、対応いたしました。</p>
<p>(6) 外部ネットワークとの接続における安全性の確保</p> <p>総合税システムに対する不正若しくは誤ったアクセスを制限する観点から、総合税システムの各セグメントのルータやスイッチングハブなどにおいて最低限必要なファイタリングの設定を行い、県行政 WAN 上の膨大な通信のうち、総合税システムに関係しないものを極力排除するような処置を施すべきである。【意見】</p>	<p>サーバに対する不正または誤ったアクセスを防ぐため、税務専用パソコン以外からのアクセスを不可能としました。</p>
<p>(7) 外部ネットワークとの接続に関する承認</p> <p>総合税システムにおける業務上の必要性のため、データ入力に関わる委託会社 1 社と、自動車会議所 (2 ケ所) が総合税システムのネットワークと直接接続されている。</p> <p>万一総合税システムと外部ネットワークとの接続に関する重要な問題が生じた場合における責任の所在を明確にする観点から、総合税システムにおける現時点の外部との接続に関し、必要な協議を経た上で、ネットワーク管理者の承認を文書により得ることが望ましい。【意見】</p>	<p>外部ネットワークとの接続に関し、ネットワーク管理者と協議を行い、ネットワーク管理者の承認を文書にて得ることとしました。</p>
<p>5. 委託管理</p>	
<p>(1) 常駐外部委託事業者に対する監視の強化</p> <p>総合税システムに関連する業務のうち、システムの開発・維持管理業務に関する外部委託事業者が常駐している。</p> <p>常駐者の作業場所を、県の職員等が作業状況を確認できる場所に限定することが望ましい。【意見】</p>	<p>現在の執務環境では、常に県職員が作業状況を確認できる場所に限定することは、困難であることから、平成 18 年度より、常駐者の作業日報の提出を求め、これに基づき職員が作業状況を確認することとしました。</p>
<p>(2) 委託先及び再委託先による確実な業務の履行の確保に関する規制の強化</p> <p>総合税システムにおいて、システム開発、維持管理、帳票出力、リース機器の保守、データ入力に関わる業務につき、複数の事業者への外部委託を行っている。</p> <p>外部委託先及び再委託先による業務の確実な履行を確保する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先及び再委託先を含む、委託契約に基づき業務に従事する要員に関する最新のリストの入手。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度契約より、常に委託業務の従事者が把握できる最新リストを入手しています。 ・平成 16 年 11 月 17 日以後の契約については、再委託承認申請書を受理しています。 ・平成 18 年度契約より再委託先に対しても、原契約の確実な履行が保証される条項を追加しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・総合税システムに関する業務を委託する外部事業者に対し、再委託を承認する場合における申請に関する書面の入手。 ・特に再委託先が多い情報システムの開発、維持管理業務の委託先との契約における、再委託先に対しても原契約の確実な履行が保証されるための条項の追加。【結果】 	<p>指摘された記載事項の不足とは、郵政公社との業務に関するものとなりませんが、利用者（県）の申請方式である郵政公社のシステム上、契約・協定を結ぶことができません。</p> <p>ただし、郵政公社自身の「職員情報保護管理手続きの運用」、「東京貯金事務センター情報セキュリティ管理細則」等にてコンプライアンスが徹底されているため、機密情報等に関する規制強化は達成されていると判断しています。</p>
<p>(3) 契約条項の見直し</p>	
<p>6. 運用におけるセキュリティ</p>	<p>(1) 障害管理の強化</p> <p>総合税システムにおいて発生した障害を網羅的に管理するという観点から、外部委託事業者において発生が確認された障害も含めた総合的な障害の記録・報告手続を整備することが望ましい。そのためには、以下の施策につき検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託事業者より、総合税システムにおいて発生したすべての障害に関し、書面による報告を受ける。 ・発生した障害に影響の重大性に基づいて分類するための障害レベルを設定するとともに、障害レベルに応じた報告手続を定める。 ・月間、年間等、定期的に障害の発生に係る統計に基づく報告を受ける。 ・発生した障害の原因や傾向の分析を行い、適切な障害対策の策定に役立てる。【結果】 <p>(2) 総合税システムの管理者が実施すべき情報セキュリティに関する管理マニュアルの整備</p> <p>総合税システムにおいて、情報システム管理者が情報セキュリティを推進する上で必要な施策や考慮すべき事項等に関する部分的な内容を記載</p>
<p>(1) 障害管理の強化</p> <p>総合税システムにおいて発生した全ての障害について、外部委託業者から報告を受けるよう報告手続の整備を行いました。</p> <p>また、報告手続による報告を元に、障害の原因や傾向の分析を行い、障害対策を行っていきます。</p>	<p>総合税システムに係る情報セキュリティマニュアル[管理者編]の整備をしました。</p>

したガイドラインは存在するもの、それらの内容に関する包括的な管理マニュアルは整備されていない。
 総合税システム管理者が情報セキュリティに関する施策を漏れなく継続的に実施する観点から、総合税システムの管理者が実施すべき事項を包括的に定めた管理マニュアルを整備することが望ましい。【意見】

税外収入に関する外部監査の結果

1. 地方税の延滞金

(1) 延滞金の把握

税務政策室に集計を依頼した結果、平成 16 年度末の本税が完納されたことによりその金額が確定した延滞金は約 5 億 2 千万円、平成 16 年度中の延滞金の不納欠損額は約 10 億 1 千万円となっている。
 滞納している本税については税目別に収入未済額及び不納欠損額が公表されているが、本税が完納されたことによりその金額が確定した延滞金は調定の必要がないため、統計数値として公表されていない。本税である延滞金であれ地方団体の徴収金に変わりはなく、徴収状況を把握する必要がある。【意見】

延滞金については、本税徴収時に併せて徴収することを徹底しました。また、未納となった延滞金についても、徴収を進めていくために徴収状況の把握を行いました。

(2) 延滞金の管理状況

滞納が発生すると滞納整理票が発行され地区担当者ごとに整理される。本税が滞納されている間は、この滞納整理票に基づいて延滞金が管理されている。
 一部の県税事務所では独自の判断で本税完納後、延滞金のみ滞納整理票を用いていたが、ほとんどの県税事務所では整理されていない。また電算システムには当然延滞金のデータが保存されているため、定期的に電算システムから出力される滞納繰越一覧表を基に延滞金のチェックを行うことは可能である。これも一部の県税事務所で行われていたに留まり、ほとんどの事務所では有効利用されていない。滞納繰越一覧表を基に延滞金の徴収チェックを行う必要がある。【結果】

滞納繰越一覧表及び延滞金発付リストを使い、延滞金の徴収チェックを行いました。
 また、本税完納後延滞金のみが滞納となっているものについて、リストを作成し、各所に配布しました。

本税であれば納税通知書、督促状、催告状等、複数回にわたって納税者との接触を図る仕組みができていますが、延滞金の場合には本税が完納されると翌月 20 日頃に延滞金の納付書が発付されるのみである。平成 14 年度からは本税において督促状が発付されていない場合、翌々月 20 日頃に督促状が発付される仕組みに変更している。本税の期限内納付を高めるための制度として本来の機能を発揮させるために延滞金を完全に徴収するためとのさらなる努力が必要である。【結果】

延滞金については、本税徴収時に併せて徴収することを徹底しました。また、未納となった延滞金についても、引き続き滞納整理小票により管理し、徴収を進めています。

2. 産業廃棄物の不法投棄に係る行政代執行弁償金

(1) 財産調査

行政代執行事案においては金融機関に対しては、現在まで毎年、財産調査を実施しており、亀山市楠平尾事案においては、平成17年2月の財産調査では証券会社保管の本人名義株式が発見されている。これは、従前より確認先金融機関を増加させた効果が出たものと認められる。

ただ、平成15年度において実施した件数のうち未回答となっている先が5件、平成16年度においては9件あり、実施した財産調査の結果については、全件回答を入手し、捕捉漏れを防止する必要があるのみであるが、また財産調査は金融機関から預金残高の報告を求めているのみであるが、一定期間の入出金履歴の報告も求め、資金の流れを調査することも検討すべきである。【結果】

また、亀山市楠平尾事案においては、預貯金等の財産調査結果の内容を閲覧したところ、預貯金以外の土地、家屋や出資証券がある旨の回答があった。これについては、国税滞納処分の例により徴収することから、国税滞納時と同様に財産差押を実施し、代執行費用にあてる必要がある。特に出資証券については、税の滞納時には差押対象としていることから実施する必要があるのである。【結果】

平成18年度は、全ての調査対象金融機関から回答を得ました。また、預金を確認できた金融機関については、一定期間の入出金履歴の報告を求め、資金の流れの調査を行っているところですが、

土地、家屋や出資証券については、調査を行いました。また、差押え可能な資産はありませんでした。今後も債務者の状況変化を把握するため引き続き財産調査を実施してまいります。

(2) 排出事業者責任の追及

事業者は、原則としてその産業廃棄物を自ら処理しなければならず、自ら処理できない場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可を受けた処理業者等による処理を委託することができ、その産業廃棄物に関する責任は排出事業者にある。したがって、排出事業者が委託基準に違反して処理を委託していないか、管理票に係る義務違反（不交付・不交付・未記載・虚偽記載、未保管等）がないか、排出事業者の責めに帰する事由（不適正処分を知りつつ処理を委託、適正な処理料金を負担せずに委託等）がないかなどを調査し、不適正処分に直接関与していない排出事業者に対しても、支障の除去又は発生防止のための必要な措置を命じる必要があると考える。【意見】

平成18年3月以降、4事案（四日市市内山町、鈴鹿市稲生町、四日市市大矢知町・平津町、津市芸濃町）について、行為者に対する措置命令を行いました。

これらの事案については、既に書類の保存期間を過ぎた事案もありますが、事業者からの聴き取り調査や、監視指導記録などから判明した排出事業者から、廃棄物処理法に基づく報告徴収を行うなど、調査を進めており、調査の結果、委託基準違反等が判明した場合は、当該排出事業者に対しても措置命令を行ってまいります。

3. 生活保護費返還金

(1) 不納欠損処理の遅れについて

生活保護費返還金の債務者が平成12年4月に死亡し、相続人により相続放棄の手続がとられたにもかかわらず、平成17年1月の債権消滅時効成立をまわって不納欠損処理したケースがあった。相続人が相続放棄の手続をとらなかった場合は、生活保護費返還金債権も相続人が引き継ぐことになるが、適法に相続放棄がなされた場合には債務自体が消滅するため、その時点で不納欠損処理すべきである。【結果】

「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」(17年に改訂、18年4月から運用)に、相続放棄、自己破産等、法的に債務が免責されるものについては不納欠損処理を行うことの規定を追加しました。また、該当ケースがあれば速やかに処理するよう、未収金担当者会議や福祉事務所長会議(18年度計6回開催)において、制度と手続の周知を図りました。

(2) 調定遅れについて

分納誓約書の提出が平成16年3月になされている場合、それ以前に生活保護費返還金が確定し調定されているはずであるが、平成17年2月に調定がなされたケースがあった。これは、市町村合併に伴い生活保護業務が市に移管されることから、分納残の債権を明確にするために一括調定したものである。生活保護費返還額が確定したときに全額を調定する必要がある。【結果】

調定期間について、適正な処理がなされるよう、未収金担当者会議等で周知徹底を図りました。今後も適正な事務処理がなされるよう、未収金担当者会議を定期的に開催する予定です。

(3) 生活保護費返還金の発生原因について

生活保護費返還金の発生原因については、就労収入の不正申告、年金の遡及受給、交通事故補償金、生命保険解約返戻金、介護保険償還金等さまざまなケースが発見している。これらの収入について被保護者は届出をする義務があり、これに違反した場合に生活保護費の返還となる。しかしながら発生原因の中には福祉事務所の事務手続誤りが直接的な原因となっているものも散見された。

現業員の指導的立場にある査察指導員が適切にチェックを行い、速やかな保護決定や正確な事務手続が進められるよう、また、福祉事務所の手続き誤りによる返還金が発生すること等のないよう、生活保護担当課長(査察指導員)会議で周知を図りました。

また、金融機関等の回答が遅れ30日以内に財産調査が終了しない場合には、後日の返還も有り得ることを前提に保護決定通知を発せざるを得ないケースも想定される。一括調定となった生活保護費の返還については、分納となることが多いため回収率は低くなることもあるから、支給時には慎重かつ迅速に保護費の算定を進めていく必要がある。【結果】

(4) 市町村合併後の徴収事務について

市町村合併により郡部の生活保護事務が新市に移管されている。これにより今後の生活保護費の支給は市が担当するが、引継前支給分に係る生活保護費返還金の徴収については、今までどおり県が担当することになり、回収が困難になっている。

県から市へ生活保護事務を引き継ぐにあたっては、「生活保護事務の取扱いに関する確認書」を福祉事務所長間で締結し、その後の事務が円滑に行われるよう対応しており、引き続き市福祉事務所に対する返還金徴収の協力依頼を行ってききました。

新市に引き継ぐ以前は月々の保護費支給時に返還金を徴収することも可能であったが、今後は返還金の滞納が発生した場合、日頃接点が少ない県の担当者が滞納者宅を訪問し徴収にあたることになる。因みに伊賀福祉事務所では保護継続中の者に関しては新市に返還金の徴収を依頼してい

また、返還金徴収に限らず、生活保護事務については県と市の協働関係が必要であり、その都度情報交換を行っています。

<p>る。 効率的に返還金の徴収事務ができればよう、新市との協調関係を継続しながら対応していく必要がある。【意見】</p>	<p>「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱によると、各推進機構は、年間未収金整理実施計画報告書、年間未収金整理実施結果報告書、過年度未収金調査書を健康福祉部所掌未収金対策連絡会議長に報告することになっている。しかし、この提出された報告書をもとに具体的な対策がとられていないため、各福祉事務所で発生した未収金の発生状況を一括管理して各福祉事務所の回収指導、情報交換等を行うなど、集められた各種の報告書を活用して、未収金の回収率のアップに努められたい。【意見】</p>
<p>(5) 各種報告書の活用について</p>	
<p>4. 心身障害者扶養共済負担金</p>	
<p>(1) 滞納に基づく脱退について</p>	<p>「三重県心身障害者扶養共済制度の手引き（以下「手引き」という）及び三重県心身障害者扶養共済条例第 21 条によれば、加入者が掛金を 2 ヶ月滞納した場合脱退の扱いと定められている。しかし、現実には 2 ヶ月以上滞納している加入者であっても、脱退させていないケースが散見された。中には 8 年以上も滞納している加入者を脱退させず、加入継続を認めているケースもある。 未納が短期的に終了しない人に対して加入継続を認めてきたのは、障害者をもつ家族の意思を尊重して個々のケースを考慮したためであり、加入者の全てに対して、公平に継続を認めてきた結果とのことである。 しかしながら、三重県心身障害者扶養共済制度はあくまで任意の制度であるため、手引き及び当該条例で明記されている取扱いに反することは、当該共済制度の加入者と非加入者との間での公平性を害することにもなると考えられる。 仮に、手引き及び当該条例の取扱いが現実的でないのであれば、規則の取扱要領等を定め、現実的な運用規定の整備に努めるべきである。ただし、この場合も、心身障害者扶養共済制度の加入者間又は加入者非加入者間の公平性の確保に留意する必要がある。【結果】</p>
<p>(2) 滞納入未済金の不納欠損処理について</p>	<p>長期間にわたり滞納している収入未済金が不納欠損されずに残っている。処理がなされなかった理由は、これまでに債務者から時効の援用がなかったため、時効が成立していなかったからである。 しかし、収入未済金の中には 30 年以上にわたり回収できていないもの</p>
<p>未収金の発生未然防止と回収方法等を検討、計画する「健康福祉部所掌未収金対策会議」（会長：部長）と関係組織間の情報共有等を図るため、「健康福祉部所掌未収金対策幹事会」（会長：健康福祉企画室長）を設け、組織的な対応力の強化を図りました。具体的には、部所掌未収金対策会議における対策等の検討、未収金担当者会議や電子メール等を通じた情報の共有、関係機関との個別意見交換等を行い、より効果的、効率的な未収金対策に努めています。</p>	<p>「加入者の地位の消滅等」の具体的取扱いについては、「三重県心身障害者扶養共済制度事務取扱要領」を作成したところであり、これに基づき的確に対応します。</p>
<p>不納欠損処理については、行方不明や死亡等の様々なケースがあり、詳細な調査や手続きを厳格に行う必要があるため、時効の援用方法や債務の継承の確認などについて、さらに継続して検討していきます。</p>	

もあり、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによつて自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない方もいると予想される。したがって、債務者に時効の援用の意思を確
認し、時効が成立した上で、回収可能性の乏しい債権については不納欠損
処理を行うことが望ましいと考える。【意見】

(3) 滞納収入未済金に対する取扱いの公平性について

長期間にわたって滞納しているにもかかわらず、一部の債務者を除いて、県はその回収のための督促や訪問、時効の援用の意思を確認する
よう対応をとっていない。その理由は、近年、未納状態が長期に継続する
ようになり、新しい未納者を中心に督促するようになり、長期未納者への
督促等は行なわなくなつたからである。

確かに、事務手続の負担から、比較的回収可能性の高い新しい未納者を
長期未納者より優先して徴収事務手続を行うことは、合理的な取扱いとも
考えられるが、一部の債務者についてだけ督促等の対応を行うことは公平
性の観点から問題であるといえ、そこに担当者の恣意性が介入する余地も
否定できないと考えられる。

よつて、明確に取扱要領を定め、これに従つた事務手続を行うべきと考
える。例えば、滞納未収金の経過年数表を作成し、経過年数にしたがつて
督促回数や訪問回数を定め、担当者によつて恣意的な取扱いがなされない
ような仕組みづくりが必要になると考える。【意見】

5. 高等学校授業料

(1) 「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」の遵守について

「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」(以下「事務取扱要綱」
という)においては、授業料滞納期間に応じて種々の事務手続が規定され
ているが、この要綱に遵守していないケースが見られる。例えば授業料を
7ヶ月滞納した者は、退学処分を行うとされているが、過去に授業料を7
ヶ月以上滞納していても退学処分を行った例はない。このような取扱いを
行った理由は、保護者の支払意思の確認等を含む教育的配慮を重視し、生
徒の学習の機会を確保するとの趣旨によるものである。

また、特に収入困難者については、法的措置をもって対処する旨、事務
取扱要綱第6条に規定されているが、未納者の住所及びその支払能力の有
無がわからないなどの理由から法的措置を行っていない。しかし、事案に
よつては、法的措置を講じ厳格に対処すべきであると考えられる。

個々の生徒及び家庭の事情を考慮した結果、事務取扱要綱に定める期日
通りに事務手続が行われていないケースがみられる。教育的配慮は重要で
あるとしても、授業料の徴収を促進する趣旨から制定された事務取扱要綱

「未納者状況調査票」の様式化、「滞納整理台帳」を活用した記録の整
備とともに、催告回数や訪問回数を定めるなど、計画的に進行管理を行
うこととしました。

要綱に基づく事務手続きが的確に処理されるよう各高等学校に対し、
事務長会などの機会を通じて、取組強化の周知・徹底を行いました。
更に、要綱の実効性を確保するため、学校関係者 10 名からなるワーキ
ングを設置し、未収金の課題と対策について検討を行っています。

ワーキングでは、

- ①滞納発生の未然予防・防止対策
- ②未収金(債権)管理の取扱基準の統一
- ③法的措置の実施に向けた事務手続き

などについて具体的な検討を行っており、既に、学校関係者を対象とし
た研修会を開催し、滞納の発生予防・防止策の実践事例報告など具体的
な取扱いについての周知を図りました。

今後は、滞納の事案によつては法的措置(支払い督促申立など)の実
施に向け、引き続き具体的な検討を行ってまいります。

<p>が存在する以上、これに準拠した事務手続を行うべきである。【結果】</p>	<p>(2) 未納授業料の時効の管理について</p> <p>高等学校授業料は公法上の債権であり、時効の援用を待たずに5年経過すれば時効となる。時効が成立した債権については、収納することができない。しかし、実際には各高等学校は、個別の債権ごとの時効の管理を十分に行っていない。</p> <p>このような取扱いでは、時効が成立した債権が適時に不納欠損処理されないおそれが生じる。したがって、各高等学校で個別の債権ごとに時効を管理し、時効も意識しながら回収努力を行う必要があると考える。【意見】</p>
	<p>未収授業料について、時効の管理を十分に行うよう上記研修会において徹底を図りました。</p> <p>なお、消滅時効が成立した債権については、適宜不納欠損の事務手続きを行いました。</p> <p>消滅時効成立による不納欠損処理 760,800 円 (平成 18 年 3 月)</p>

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

漕代土地改良区（松阪市早馬瀬町86番地2）

就任理事

松阪市稲木町1150番地

青 木 一 浩

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

四十九東部土地改良区（伊賀市四十九町2465番地）

就任理事

伊賀市四十九町2521番地

平 松 典

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

阿山町土地改良区（伊賀市馬場1128番地）

退任理事

伊賀市上友田3489番地

川 瀬 忠 徳

” 東湯舟2229番地

山 尾 昭 一

” 西湯舟1039番地

中 山 辰 治

” 中友田1101番地

中 出 尚

” 下友田2742番地の3

川 合 基 介

” ” 367番地

城 一 郎

” 湯舟3330番地の2

奥 邦 雄

” 玉滝5436番地

徳 村 正

” ” 7249番地の5

高 田 雅 弘

” ” 3400番地の3

岩 島 健 一

” ” 2222番地

尾 崎 勲

” 内保1438番地

幾 世 徳 郎

” 槇山3524番地の7

谷 本 涉

” 石川2253番地

橋 本 直 坦

” 波敷野103番地

藤 原 利 憲

” 田中82番地

山 本 慎 一

” 馬田750番地の2

森 本 聡

” 馬場247番地

宮 下 博 義

退任監事

伊賀市上友田3171番地

城 征 衛

” 玉滝6231番地

大 路 均

” 川合1048番地

藤 井 訓 文

就任理事

伊賀市上友田3171番地

城 征 衛

” 東湯舟2229番地

山 尾 昭 一

伊賀市西湯舟1680番地の1	森田至郎
" 中友田486番地の2	橋本忠男
" 下友田2477番地	松村吉弘
" " 367番地	城一郎
" 湯舟3330番地の2	奥邦雄
" 玉滝5436番地	徳村正
" " 3438番地の4	藤森耕一
" " 3789番地	広瀬康夫
" " 2592番地	西田幸男
" 内保1255番地	藏田信一
" 槇山3524番地の7	谷本涉
" 石川2253番地	橋本直坦
" 波敷野784番地	稲林武久
" 馬田750番地の2	森本 聡
" 川合1057番地	山村 治
" 円徳院1090番地	福田一介
就任監事	
伊賀市上友田3489番地	川瀬忠徳
" 玉滝1149番地	藤澤 壽一
" 千貝914番地の1	稲垣幸弘

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、赤目土地改良区（名張市赤目町丈六243番地の1）の定款の変更を認可しました。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂昭彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、服部川沿岸土地改良区（伊賀市上野丸之内36番地の1）の定款の変更を認可しました。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂昭彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿山町土地改良区（伊賀市馬場1128番地）の定款の変更を認可しました。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂昭彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業紀南地区和田換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成19年5月1日から平成19年5月31日まで
- 3 縦覧の場所

熊野市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業北勢沿岸流域下水道（南部処理区）
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
三重県四日市市新正4丁目21-5
北勢流域下水道事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
南勢都市計画公園
2・2・1号 五ヶ所公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
嬉野都市計画公園
2・2・1号 ホオジ公園
2・2・2号 フケ公園
2・2・3号 藤末公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
嬉野都市計画下水道
流域関連松阪市嬉野公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

嬉野都市計画火葬場

第1号 嬉野斎場

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

嬉野都市計画地区計画

中川駅周辺地区

黒田西部(1)地区

天花寺テクノランド地区

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

三雲都市計画市場

第1号 三重県中央卸売市場

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

三雲都市計画下水道

流域関連松阪市三雲公共下水道

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重

県規則第84号) 第5条の規定により公告します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

ネットDE研修システム一式の賃貸借及び保守・運用に関する業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託業務履行場所

eラーニングシステム・サーバ機器は別途指定するハウジングサービス会社

映像収録機材は三重県総合教育センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。

(3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)から(4)に掲げる証明書等を平成19年5月23日(水)午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(5)から(8)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」又は「履歴事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 納入物品等一覧表

入札希望者が提案するシステムの全容がわかる資料(様式任意)

(4) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有することを示す機能証明書

同等の機能を有することを証明する資料または製品の見本等を意味し、基本システムが仕様を満たさない場合のカスタマイズ等解決策を示す資料を含む(様式任意)

(5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(7) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類(様式任意)

アフターサービス対応業者名、受付窓口、保守拠点等を明記した証明書

(8) 中級以上のSE(ソフトウェア開発技術者、または第一種情報処理技術者以上もしくは経験5年以上)人数(様式任意)。ただし、三重県・愛知県内に配備されているSE

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 三宅

電話 059-224-2772 ファクシミリ 059-224-2784

(2) 契約条項を示す場所

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地

三重県教育委員会事務局研修指導室IT研修グループ 担当 大立目(おおたちめ)

電話 059-226-3659 ファクシミリ 059-228-4043

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年4月27日(金)から同年5月23日(水)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(4) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成19年5月15日(火) 午前11時から

場所 三重県津市大谷町12番地

三重県総合教育センター 情報教育棟1階 情報講義室

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成19年5月30日(水)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年6月7日(木) 午前10時30分

場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁 1階 106会議室

ただし、郵送による入札については、平成19年6月6日(水)午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(7) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (6)に同じです。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他止むを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

6 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

E-Learning System for the teachers' training, 1 set

Subject matter of contract:

Management Support service of the E-Learning System

(2) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M.
on Thursday, June, 7, 2007.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M.
on Wednesday, June, 6, 2007

(3) Managing Authority :

Accounting Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
:059-224-2772

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成19年4月27日

三重県知事 野呂昭彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19～21年度三重県桑名庁舎清掃警備業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年7月1日（日）から平成22年3月31日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県桑名市中央町5丁目71 地内 三重県桑名庁舎

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

(3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号及び第7号並びに同項第1号若しくは第8号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号に掲げるすべての事業について都道府県知事の登録を受けている者又は入札時まで登録を受ける見込みのある者であること。

(6) 当該業務にかかる建築物の専任とすることのできる建築物環境衛生管理技術者を有する者であること。

(7) 過去10年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算2年9箇月以上誠実に履行した実績を有する者であること。

(8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受けている者であること。

(9) 警備業務の実施体制の内、1名以上は警備業法による常駐警備の検定1級又は2級の資格を有する者であること。ただし、警備員指導教育責任者（1号警備）が実施体制の警備員への指導報告書を四半期ごとに提出する場合はこの限りではない。

(10) 手形交換所により取引停止処分を受けている者でないこと。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を平成19年5月31日（木）午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(9)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」又は「履歴事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(5) 過去10年間に於いて当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す書面

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号及び第7号並びに同項第1号若しくは第8号（旧第6号）の登録を受けていることを証明する書類の写し

(7) 当該業務にかかる建築物の専任とすることのできる建築物環境衛生管理技術者に関する調査

(8) 警備業法第4条の規定による認定を受けていることを証明する書類の写し

(9) 常駐警備の検定1級又は2級の資格を受けていることを証明する書類の写し又は警備員指導教育責任者（1号警備）であることを証明する書類の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒511-8567 三重県桑名市中央町5丁目71

三重県出納局会計支援室地域出納グループ桑名市駐在 担当 中村

電話 0594-24-0074 ファクシミリ 0594-24-0084

(2) 契約条項を示す場所

〒511-8567 三重県桑名市中央町5丁目71

三重県桑名県民センター県民防災室総務・生活課 担当 川地

電話 0594-24-3600 ファクシミリ 0594-24-3795

(3) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成19年4月27日（金）から同年5月28日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成19年6月5日（火）までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年6月8日（金）午前10時30分

場所 三重県桑名市中央町5丁目71 三重県桑名庁舎附属棟 1階 第2会議室

ただし、郵送による入札については、平成19年6月7日（木）午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便、簡易書留郵便、配達証明等（民間事業者による信書便で書留郵便に準ずると認められるものを含む。）で必着としてください。なお、郵送により入札書を提出した場合は、開札後に直ちに行う再度入札については辞退したものと取り扱います。

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (5)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規

則第69号。以下「規則」といいます。) 第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。ただし、基準価格に満たない額で入札した者は、最低の価格をもって入札した者であっても、落札者とならない場合があります。基準価格に満たない額による入札を行った者がある場合は、落札者の決定は「保留」とし、「三重県請負契約業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の実施要領」に基づき調査を実施し、失格となった者以外の者のうち予定価格の範囲内において、最低価格をもって入札を行った者を落札者としてします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災その他止むを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 本委託業務において、警備業務にあつては再委託できません。また、清掃業務にあつては、日常清掃業務及び業務委託額の3分の1を超える額の再委託はできません。
- (5) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

6 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Cleaning and Security Service of Kuwana Bureau Building of Mie Prefecture
- (2) Term of the contract:
From July 1, 2007 through March 31, 2010
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Wednesday, June ,8, 2007.
Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Tuesday, June, 7, 2007
- (4) Managing Authority :
Accounting Support Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture
5 - 71 Tyuou-tyou, Kuwana city, Mie, 511-8567, Japan
:0594-24-0074

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

平成19年4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
平成19~21年度三重県尾鷲庁舎清掃及び警備業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
平成19年7月1日(日)から平成22年3月31日(水)までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号及び第7号並びに同項第1号若しくは第8号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号に掲げるすべての事業について都道府県知事の登録を受けている者又は入札時までに登録を受ける見込みのある者であること。
- (6) 当該業務にかかる建築物の専任とすることのできる建築物環境衛生管理技術者を有する者であること。
- (7) 過去10年間に、事務所等の建築物で延べ床面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算2年9箇月以上誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受けている者であること。
- (9) 警備業務の実施体制の内、1名以上は警備業法による常駐警備の検定1級又は2級の資格を有する者であること。ただし、警備員指導教育責任者（1号警備）が実施体制の警備員への指導報告書を四半期ごとに提出する場合はこの限りでない。
- (10) 手形交換所により取引停止処分を受けている者でないこと。
- (11) その他入札説明書（仕様書）に示す条件を満たす者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を平成19年5月21日（月）午後5時までに4の(1)のイの場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(5)に掲げる書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- (2) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」又は「履歴事項証明書」の写し
 - イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (5) その他入札説明書（仕様書）に示す書類の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

ア 入札に関する事務を担当する部局

〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1番1号

三重県出納局会計支援室地域出納グループ（尾鷲市駐在） 担当 鈴木、川端、森田

電話 0597-23-3620 ファクシミリ 0597-23-3621

イ 委託業務の仕様等及び契約に関する事務を担当する部局

〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1番1号

三重県尾鷲県民センター県民防災室 総務課 担当 小池

電話 0597-23-3400 ファクシミリ 0597-23-2130

(2) 契約条項を示す場所

(1)のイに同じです。

(3) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)のイの場所で、平成19年4月27日(金)から同年5月21日(月)まで(三重県の休日定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成19年5月28日(月)までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年6月12日(火)午後1時30分

場所 三重県尾鷲市坂場西町1番1号 三重県尾鷲庁舎 3階 301会議室

ただし、郵送による入札については、平成19年6月11日(月)午後5時までに、(1)のアの場所へ書留郵便で必着としてください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (5)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、基準価格を設定しており、基準価格に満たない額による入札を行った者については、低入札価格調査を行います。調査の対象者となった場合においては、三重県が行う調査に協力しなければなりません。

イ 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

ウ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。ただし、基準価格未満の額で入札した者は、最低の価格をもって入札した者であっても、落札者とならない場合があります。基準価格未満の額による入札を行った者がある場合は、落札者の決定は「保留」とし、「三重県請負契約業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の実施要領」に基づき調査を実施し、失格となった者以外の者のうち予定価格の範囲内において、最低価格をもって入札を行った者を落札者としてします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他止むを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 再委託の制限

本委託業務においては、警備業務にあつては再委託はできません。また清掃業務にあつては、日常清掃業

務及び業務委託額の 3 分の 1 を超える額の再委託はできません。

(5) 詳細は、入札説明書 (仕様書) によります。

6 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Cleaning and Security Service of Owase Bureau Building of Mie Prefecture for fiscal year 2007 to 2010.

(2) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:30P.M. on Tuesday, June, 12, 2007.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00P.M. on Monday, June, 11, 2007.

(3) Managing Authority :

Accounting Support Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture

1-1 Sakabanishimachi, Owase city, Mie, 519-3695, Japan

: 0597-23-3620

お知らせ

就職基礎能力速成講座及び産業人材育成事業教育訓練等実施業務に係る委託契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成19年 4月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象事業

(1) 名称

就職基礎能力速成講座及び産業人材育成事業教育訓練等実施業務

(2) 目的

若年求職者を対象として、就職を支援するための講座を県内 3 地域 (北勢地域、中勢地域及び南勢地域) において実施し、これら若年求職者の早期の就職促進を図ります。

(3) 委託内容

ア 厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業 (YESプログラム)」認定講座 (若しくは同程度の内容のもの) の実施

イ パソコン実務講座の実施

ウ 製造業に従事するうえで必要とされる基礎的な技術や知識の習得を目的としたカリキュラムの開発及び講座の実施

エ 企業へのインターンシップの実施

オ キャリアカウンセラーの派遣

カ 広報の実施

2 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。

(3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 過去 3 年以内に三重、愛知、岐阜県内において本業務に類似した若年者就職支援講座等を履行した実績を有する者であること。

(6) 5 の説明会に参加できる者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

企画提案の独創性、企画性、経済性及び目的の合致

4 企画提案関係書類の配布方法

企画提案に係る書類を次のとおり配布します。

(1) 配布期間 平成19年 4月27日 (金) から同年 5月11日 (金) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。) の午前 9 時から午後 5 時まで配布します。

(2) 配布場所 三重県津市広明町13番地
三重県生活部勤労・雇用支援室

(3) 配布書類
ア 企画提案コンペ参加資格確認書兼誓約書
イ 企画提案コンペ参加要領

5 説明会の開催

企画提案を希望する者については、次のとおり説明会を開催します。

なお、説明会に参加できる人数は1社あたり2名までとします。

(1) 日時 平成19年5月11日(金) 午後1時30分
(2) 場所 三重県津市広明町13番地
三重県生活部相談室(三重県庁8階)

6 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案書の提出

ア 様式及び内容 企画提案コンペ参加要領で指定のものとしします。

イ 提出期限 平成19年5月24日(木) 午後5時

ウ 提出場所 4の(2)と同じです。

エ 提出方法 ウの場所へ持参してください。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の提出後、審査を実施し最優秀提案者を決定し、その結果を各提案者に文書で通知します。

(3) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

7 その他

(1) 企画書提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 提出された各提案書は、返還しません。

(4) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費については、各提案者の負担とします。

8 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県生活部勤労・雇用支援室 担当 河村

電話 059-224 2461

ファクシミリ 059-224-2455

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方税含む。)
1箇月 3,000円
1箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年4月27日発行
津市広明町13番地
三重県
印刷・販売株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431

